

野田市（水）公告第 12 号

制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により、別紙のとおり公告する。

令和 7 年 5 月 30 日

野田市水道事業管理者 中沢 哲夫

- ・ 清水配水管布設替工事（その 1）
- ・ 清水配水管布設替工事（その 3）
- ・ 上花輪新町配水管布設替工事

清水配水管布設替工事（その１）

公告日 令和 7 年 5 月 30 日

1 工事の概要

(1) 工事名	清水配水管布設替工事（その１）
(2) 工事場所	野田市清水 575～同 607 番地先
(3) 工期	契約の翌日から令和 8 年 1 月 31 日まで
(4) 工事番号	令和 7 年度 資建第 1 号
(5) 概要	配水管布設工事 H P P E φ 75mm H P P E φ 50mm ソフトシール仕切弁 φ 75mm ソフトシール仕切弁 φ 50mm 排泥管（仕切弁 1 基含む）φ 50 mm 給水切替 舗装本復旧 L = 644.6 m L = 397.0 m L = 247.6 m N = 4 基 N = 10 基 N = 1 箇所 N = 50 箇所 A = 1,990 m²
(6) 入札方法	本入札は、「ちば電子調達システム」を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式（事後審査方式）で執行する。落札者の決定に当たっては、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札候補者を決定する総合評価方式による。
(7) 週休 2 日制適用工事	本工事は、週休 2 日を達成するよう工事を実施する「週休 2 日制適用工事」の試行である。 詳細については、特記仕様書及び「野田市水道事業土木工事週休 2 日制適用工事試行要領」によるものとする。 ※詳細は野田市水道部ホームページを参照すること。 [野田市役所ホームページ]→[野田市水道部]→「入札・契約情報」の [入札に関する書類（様式）及び要綱等]→[野田市水道事業土木工事週休 2 日制適用工事試行要領]

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から落札者決定の日まで次の要件を全て満たす者とする。

(1) 基本的要件	①野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に登載されている者 ②地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「政令」という。）第 1 6 7 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者 ③政令第 1 6 7 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、当該事実があつた日から 3 年を経過している者 ④野田市水道事業建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成 5 年 7 月 2 8 日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者 ⑤野田市水道事業建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 1 9 年 5 月 2 8 日制定）に基づく指名除外を受けていない者 ⑥手形交換所により取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから 2 年間に経過している者 ⑦入札日前 6 月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者 ⑧会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者
(2) 工事種目	建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 3 条の規定により次の許可を受けている者 工 種：土木一式工事及び管工事 許可区分：一般建設業又は特定建設業 ・発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が 4,500 万円（建築一式工事の場合は 7,000 万円）以上となる場合は、特定建設業の許

	可が必要となる（建設業法第16条）。 野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に「土木一式工事」及び「管工事」で登録されていること。
(3) 総合評定値	上記の工事種目における経営事項審査の総合評定値（P点）が次の点数以上の者（建設業法第27条の29第1項） 総合評定値：土木一式工事 750点以上 管工事 不問
(4) 地域要件	本店の所在地が次の場所にある者 所在地：野田市
(5) 施工実績	公告日前5年の間で次の額以上の同種工事に係る建設工事を官公庁又は民間から受注したことがある者（履行が完了していること）。 施工実績：1,000万円以上（契約1件当たり） ※同種工事は土木一式工事又は管工事とする。
(6) 配置予定技術者	工事種目において、次の資格を有する者を技術者として配置できる者 配置予定技術者：主任技術者又は監理技術者 専任：有 ※公告日において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。 ※発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない（建設業法第26条第2項）。 ※建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号に規定されている営業所における専任の技術者は、営業所に常勤の必要があるため、主任技術者（管理技術者）になることはできない。
(7) 公契約条例	本件は、野田市公契約条例第4条第1号に規定する公契約に該当するため、入札に参加するものは、条例に基づく必要な事務手続きを行うこと。 「公契約条例に係る特記事項」及び「公契約条例の手引き※」参照のこと ※ https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000712.html

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法	入札参加者は「価格」及び「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」、「企業の社会性・信頼性」、「企業の社会貢献度等」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、「(2)総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札候補者とし、資格審査を経て落札者と決定する。 要件：入札価格が予定価格の制限の範囲内であること
(2) 総合評価の方法	①評価値は、入札書が無効でない者について、次の算式（加算方式）により算定する。 評価値＝価格評価点＋技術評価点 ②価格評価点は、入札参加者が申込みをした入札額に基づき、次の算式により算定する。小数以下は第3位を切り捨てして小数第2位まで算出する。 価格評価点＝100×最低入札額÷入札額 ③技術評価点は、入札参加者の評価項目の得点とする。 技術評価点＝入札参加者の評価項目の得点 ④技術評価は、下記の評価項目について評価を行う。 (ア)企業の施工能力 (イ)配置予定技術者の能力 (ウ)企業の社会性・信頼性

	(エ)企業の社会貢献度等 ※評価項目の詳細は「入札説明書」による。
--	---

4 入札手続等

(1) 設計図書等の閲覧	ちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載する。 （閲覧期間） この公告の日から開札の日まで
(2) 入札参加申請	入札に参加を希望する者は、「制限付一般競争入札参加申請書」及び「公契約条例に関する誓約書」に必要事項を記入し、ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の添付機能を利用して電子ファイルで提出すること。 <u>「公契約条例に関する誓約書」の提出が無い入札は無効となる。</u> （入札参加申請受付期間） <u>令和7年5月30日（金）午前8時30分から</u> <u>令和7年6月6日（金）午後1時00分まで</u>
(3) 競争参加資格確認通知	入札参加申請をした者には、電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を送付する。 ただし、入札参加資格は開札後に審査するため、競争参加資格確認通知書が送付された場合であっても、入札参加資格を有すると確認したものではない。 入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者を指定して行う。
(4) 質疑	設計図書等について質問がある場合は、「質疑書」（指定様式）を野田市水道部業務課財務係へファックスで送付し、送付した旨を電話で連絡すること。 ① 質疑受付期限 <u>締切日時：令和7年6月9日（月）午後1時00分まで</u> ② ファックス <u>04-7124-3362</u> ③ 回答方法 質疑書の提出等があった場合に、質疑受付期限の原則翌日（土・日曜日、祝日は除く）の午後5時までにファックスにて送付する。 ※申請書に記載された担当者宛にファックスする。
(5) 評価項目に関する資料の提出	評価項目に関する資料は、指定の様式を使い添付資料に添えて、水道部業務課財務係へ持参により提出すること。 ① <u>提出期限：令和7年6月6日（金）午後1時00分まで</u> ② <u>提出先：野田市水道部2階業務課財務係</u>
(6) 入札書の提出方法	① 入札書の提出 入札参加者は、電子入札システムにより、入札金額を入力し提出すること。入札書の受付締切後は、いかなる場合においても入札書を受け付けない。また、入札書を提出した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。 （入札書受付期間） <u>令和7年6月11日（水）午前8時30分から</u> <u>令和7年6月13日（金）午後5時00分まで</u> ② 記載金額 契約金額は、入札書に記載された額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ③ 注意事項 入札書の提出後、入札金額の入力誤り等により入札を辞退したい場合は、開札日時までに、電話等で入札を辞退する旨を業務課財務係へ連絡の上、辞退届を持参により提出すること。 なお、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置

	が講じられるので注意すること。
(7) 工事内訳書	入札に当たっては、入札書記載金額の内訳として、工事内訳書を作成し、電子入札システムの添付機能を利用して提出すること。 <u>工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札は無効となる。</u> <u>また、再度入札においても同様とする。</u>
(8) 入札辞退	入札参加申込をした後で、やむを得ない事情により入札に参加しない場合は、次の方法により辞退届を提出すること。 ①入札書受付期間前は、辞退届を業務課財務係へ持参により提出すること。 ②入札書受付期間中は、辞退届を電子入札システムにより提出すること。 ③入札書受付期間後、開札日時までは、電話等で入札を辞退する旨を業務課財務係へ連絡の上、辞退届を業務課へ持参により提出すること。 辞退届には、「自社都合」や「社内で検討した結果」等の不明確な理由ではなく、より具体的な理由を記載すること。 なお、入札参加者は辞退届を提出した後は、これを撤回することはできない。

5 開札の執行

(1) 開札	①開札日時 令和7年6月16日（月）午前9時00分 ②開札場所 野田市水道部2階小会議室
(2) 開札時の立会い	入札参加者が開札の立会いを希望する場合は、開札日前日の午後5時までに業務課財務係に電話により連絡すること。 なお、代表者もしくは受任者以外の者が立ち会う場合は、立会委任状を開札時に提出すること。
(3) 落札候補者	開札後速やかに落札決定基準により評価値を算出し、最も評価値の高い入札参加者を落札候補者として決定する。なお、落札候補者となる見込みの者にはその旨を連絡する。 ただし、低入札価格調査基準価格を下回った場合はこの限りではない。
(4) 入札参加資格確認書	落札候補者となる見込みの者は、その旨の連絡を受けた日の翌日（土・日曜日、祝日を除く）までに「制限付一般競争入札参加資格確認書」を業務課財務係へ持参により提出すること。
(5) 落札者の決定	落札候補者について、「制限付一般競争入札参加資格確認書」により資格審査を行い、入札参加資格要件に適合しているときに落札者と決定し、電子入札システムにより落札者決定通知書を送付する。 適格者とならなかったときはその旨を通知するが、その場合は書面により説明を求めることができる。通知日から3日以内に業務課財務係に請求すること。

6 その他

(1) 予定価格	落札者の決定後に公表
(2) 保証金	①入札保証金：免除 ②契約保証金：納付 契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上とする。ただし、低入札価格

	調査基準価格を下回った金額で落札者となった場合は、10分の3以上とする。 なお、次のいずれかの方法により保証をとること。 (ア)金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付にかえることができる。 (イ)公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。 (ウ)現金又は担保としての有価証券 ※詳細は指示書で確認すること。
(3) 前払金・中間前払金・部分払	①前払金 契約金額が500万円以上（市内に本店を有する事業者にあつては、請負代金額が200万円以上）のとき、契約金額の40%以内で支払うものとする。 ②中間前払金 以下の要件を全て満たしている場合に、契約金額の20%以内で支払うものとする。 (1) 当初の前払金の支払を受けていること。 (2) 工期の2分の1を経過していること。 (3) 工程表における工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。 (4) 工事の出来高が請負金額の2分の1以上に達していること。 ③部分払 出来高の90%（前払金を含む）以内で、契約金額が500万円以上のときは2回以内とする。 ※契約締結前に中間前払金と部分払のどちらかを選択し、契約締結後は変更することはできない。
(4) 電子くじ	落札候補者となるべき同価格の入札参加者が2人以上あるときは、電子入札システムにより電子くじを実施する。
(5) 再度入札等	①再度入札 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、電子入札による再度入札を行うこととし、初回の入札において有効な入札をした者に対し、再入札通知書を送付する。 なお、再度入札の回数は1回とする。 ②見積り合わせ 再度入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札で評価値が最も高い者と電子入札システムにより見積り合わせを行うこととし、見積依頼対象者に見積依頼通知書を送付する。ただし、見積書を徴することが適切でないと認められる場合はこの限りではない。 見積依頼対象者は、見積書提出意思がある場合は、見積書の提出を行うこととし、意思がない場合は、辞退届を提出すること。 見積書の提出は2回までとし、2回目の見積額でも予定価格の制限の範囲内に達しなければ、当該入札は不調とする。
(6) 低入札価格調査制度	本入札は、地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に規定する低入札価格調査の基準として「野田市水道事業低入札価格調査実施要領」を適用する。なお、低入札価格調査基準価格は公表する。 (ア) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者がいる場合は本入札を保留とし、入札参加者には後日結果を通知する。 (イ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者で

	あっても必ずしも落札者とならない場合がある。 (ウ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。 (エ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者のうち、入札書に合わせて提出した工事内訳書にある各項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の額のいずれかが「野田市水道事業低入札価格調査実施要領」に定める失格基準価格を下回った者は失格とする。 ※詳細は野田市水道部ホームページを参照すること。 [野田市役所ホームページ]→[野田市水道部]→「入札・契約情報」の [入札に関する書類（様式）及び要綱等]→[野田市水道事業低入札価格調査実施要領]
(7) 紙入札での参加	①入札参加申請 紙入札業者として参加する場合の条件を満たす場合には、紙入札での参加を認める。 その場合、入札参加申請受付期間中に「制限付一般競争入札参加申請書」及び「紙入札方式参加届出書」を業務課財務係へ持参により提出すること。なお、紙入札業者として入札参加申込をした後、電子入札へ切替することはできない。 ②入札書等の提出 紙入札業者として入札に参加することが認められた場合は、次により入札書等を提出するものとする。 (ア) 入札書及び工事内訳書を封入の上、入札書受付期間中に業務課財務係へ持参により提出すること。 (イ) 封筒表面に工事名、工事場所、入札参加者の住所、商号又は名称を記入し、「入札書在中」と朱書きすること。 (ウ) 別途指定がある場合は、それに従うこと。
(8) 留意事項	①無効な入札 (ア) 入札に参加する資格を有しない者のした入札 (イ) 制限付一般競争入札参加資格確認書等の提出した資料に虚偽の記載を行った者のした入札 (ウ) 明らかに連合であると認められる入札 (エ) 電子認証書を不正に使用した入札 (オ) 入札書の金額が0円の入札 (カ) 再度入札における入札金額が、初回の最低入札金額以上の入札 (キ) 工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札 (ク) 期限までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出しなかった落札候補者のした入札 (ケ) 電子入札の案件に紙入札で参加するものにあつては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札 ・記名押印を欠く入札 ・金額を訂正した入札 ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札 ・委任状にある受任者以外の代理人がした入札 (コ) その他入札に関する条件に違反した入札 ②入札の取りやめ等 野田市水道部の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札執行の延期、又は入札の執行を取りやめることがある。この場合、入札参加者は異議を申し立てることはできない。 ③異議申し立て 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。 ④配置予定技術者 制限付一般競争入札参加資格確認書に記載する配置予定技術者については、他の入札の関連などで、複数の配置予定技術者とすることは認めない。また、原則やむを得ぬ事由と水道部が認める場合以外は、配置予定技術者の変更はできない。

	⑤その他 (ア) 現場説明会は、実施しない。 (イ) 入札参加者は、落札候補者となった場合に翌日までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出することになるので、事前に提出書類等を準備しておくこと。 (ウ) 入札に必要な書類（指定様式）は、入札情報サービス又は野田市水道部ホームページより入手すること。 (エ) 入札参加者は、野田市電子入札約款、野田市電子入札システム等運用基準を熟読し、入札に参加すること。
(9) 問合せ先	野田市 水道部 業務課 財務係 住 所：野田市中根324番地 電 話：04－7124－5145

入札説明書

野田市水道事業の次の工事にかかる公告に基づく制限付一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、落札者決定基準等を含めてこの入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年5月30日

2 工事概要

- (1) 件名 清水配水管布設替工事（その1）
- (2) 場所 野田市清水575～同607番地先
- (3) 工期 契約の翌日から令和8年1月31日まで
- (4) 番号 令和7年度 資建第1号
- (5) 入札方法

本入札は、「ちば電子調達システム」を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式（事後審査方式）で執行する。落札者の決定に当たっては、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札候補者を決定する総合評価方式による。

3 落札者決定基準

(1) 入札の評価に関する基準は「8 入札の評価に関する基準」のとおりとする。

(2) 落札予定者の決定方法

入札参加者は「価格」及び「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」、「企業の社会性・信頼性」、「企業の社会貢献度等」をもって入札に参加し、入札価格が予定価格（消費税相当額を除く。以下同じ）の制限の範囲内である者のうち、「(3) 総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札候補者とする。

ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札予定者としてすることがある。

落札者の決定は、落札予定者の入札参加資格審査を経て決定する。

(3) 総合評価の方法

① 評価値算定方式 加算方式

② 評価値算定方法

入札書が無効でない者及び入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者について、価格評価点と技術評価点を合算して、評価値を算出するものとし、次の算式により算定する。

評価値は、小数点以下第2位まで算出する。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

ア. 価格評価点は、入札参加者が申込みをした入札額に基づき、次の算式により算定する。少数以下は第3位を切り捨てして少数第2位まで算出する。

価格評価点＝100×最低入札額÷入札額

イ. 技術評価点は、入札参加者の評価項目の得点とする。

技術評価点＝入札参加者の評価項目の得点

4 低入札価格調査制度における失格基準について

入札価格が低入札価格調査基準価格を下回ったときに、入札書に合わせて提出した工事内訳書にある各項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の額のい

ずれかが、「野田市水道事業低入札調査実施要領」で定める額に満たないときは失格とする。

5 配置予定技術者について

同じ公告日の総合評価方式による制限付一般競争入札において、技術者の専任を要する入札案件に複数参加申込みをする場合の配置予定技術者の取扱いについては次のとおりとする。

- (1) 複数の案件に申込みをするに当たり事前に提出する技術評価における資料について、同じ配置予定技術者とすることは可能とする。
- (2) 入札執行後、入札執行順に落札候補者を決定し、落札候補者となった時点で同じ技術者を配置予定技術者としているその他の入札については失格とする。（評価値の算出はしない。）
- (3) 資格確認審査の結果、落札候補者が資格要件を満たしていれば落札者となるが、資格要件を満たしていない場合は失格とする。なお、この場合上記(2)で既に失格となった入札について、失格の取り消しはしない。

6 技術評価における資料の作成及び提出について

(1) 作成方法

- ① 下表の書類を作成し、各様式に記載してある添付資料と共に提出すること。

様式番号	様式名称
第1号様式	評価値算定資料提出書
第7号様式	企業の施工能力
第8号様式	配置予定技術者の能力
第9号様式	企業の社会性・信頼性（その1）
第12号様式	企業の社会貢献度等（その2）
-	自己評価書（最終ページ参照）

※第2号様式～第6号様式及び第10、11号様式の提出は不要。

- ② 評価値算定資料は、様式番号の順番に綴じて提出すること。
- ③ 評価値算定資料は、それぞれの様式に記載してある注意事項を熟読し、記入漏れや記載誤り等のないように作成すること。
- ④ 記載した内容を確認する書類として、それぞれの様式に記載してある証明書等を付けること。添付資料がなく、評価内容の確認ができない場合は評価しない。
- ⑤ 必要な様式は、野田市水道部ホームページ（入札に関する書類（様式）及び要綱等）からダウンロードして使うこと。

(2) 提出方法

- ① 資料は、公告に設けてある締切までに提出すること。締切期限までに提出されないときは失格とする。
- ② 原則として提出後の訂正、差替えはできない。

7 入札参加資格確認書の記入及び添付資料の省略

落札候補者となった者が提出する「入札参加資格確認書」において、施工実績などとして評価値算定資料に記載し資料も合わせて提出している場合には、入札参加資格確認書にはその旨を記入し、添付資料等の提出は省略することができる。

8 入札の評価に関する基準

項 目		選 択 区 分	配点	合計 (最高得点)
A B C D E F G H I J	過去 10 年間の同種工事の施工実績(元請による実績)	公共工事として実績あり	4	8
		公共工事以外で実績あり	2	
		同種工事の実績なし	0	
	過去 2 か年度以降の類似工事における工事成績の点数	80 点以上	4	
		75 点以上 80 点未満	3	
		70 点以上 75 点未満	2	
		65 点以上 70 点未満又は成績なし	0	
		65 点未満	-1	
	過去 2 か年度以降の低入札価格調査制度の適用	低入札価格調査制度で調査の結果落札者とならなかったことがある	-2	
		低入札価格調査制度で調査の結果落札者となったが、工事成績が標準点(65 点)を下回ったことがある	-1	
低入札価格調査制度で調査の結果落札者となったが、工事成績が標準点(65 点)以上だったことがある、又は低入札価格調査制度の調査対象となったことがない		0		
K L M N O P Q R S T U V W X Y Z	過去 10 年間の同種工事における主任(監理)技術者としての施工経験	野田市水道事業又は野田市発注の施工経験があり	4	7
		野田市水道事業又は野田市以外の発注の施工経験があり	2	
		実績なし	0	
	過去 2 か年度以降の類似工事において従事した工事の工事成績	75 点以上	2	
		65 点以上 75 点未満又は成績なし	0	
		65 点未満	-1	
	継続教育(CPD)の取組状況	取り組みあり	1	
取り組みなし		0		
AA AB AC AD AE AF AG AH AI AJ AK AL AM AN AO AP AQ AR AS AT AU AV AW AX AY AZ	過去 2 年間の指名停止措置の状況	指名停止	-4	6
		文書注意等	-2	
		該当なし	0	
	ISO 取得状況	ISO9000 シリーズ及び ISO14001 の両方	2	
		ISO9000 シリーズ又は ISO14001 のいずれか	1	
		なし	0	
	災害協定等の締結の有無と過去 2 か年度以降における出勤実績	協定等に基づく出勤実績あり	2	
		締結しているが出勤実績なし	1	
		なし	0	
	市内在住者の雇用促進	市内在住者が 50%以上	1	
		市内在住者が 50%未満	0	
	建設業労働災害防止協会の加入	加入している	1	
		加入していない	0	
BA BB BC BD BE BF BG BH BI BJ BK BL BM BN BO BP BQ BR BS BT BU BV BW BX BY BZ	障がい者の雇用	雇用している	2	6
		雇用していない	0	
	高齢者の雇用	雇用の状況あり	1	
		雇用の状況なし	0	
	女性の雇用	雇用の状況あり	1	
		雇用の状況なし	0	
	過去 3 か年度のボランティア活動の有無	実績あり	1	
		実績なし	0	
	協力雇用主の登録の有無	登録あり	1	
登録なし		0		
配点合計(最大得点)				27

9 特別簡易型の評価項目の説明

(1) 企業の施工能力

過去 10 年間の同種工事の施工実績(元請による実績) ・同種工事を元請けとして施工した実績(共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上)により評価する。 ・1 件当たり契約額 1,000 万円以上が対象 【定義】 ・過去 10 年間：入札公告日前の 10 年間。完了日が 10 年間に含まれること。 ・同種工事：土木一式工事又は管工事を同種工事とする。 ・公共工事：国の各省庁、独立行政法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第 1 条に規定する機関及び準ずる機関)、都道府県、道路公社、まちづくり公社、政令指定都市、市町村、公営企業等が発注した工事とする。
過去 2 か年度以降の類似工事における工事成績の点数 ・入札参加者の過去の工事成績(共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上)の平均値により評価する。 ・平均点=過去 2 か年度以降の工事成績の合計÷当該件数(小数点以下切捨て) ・野田市水道事業及び野田市が発注した工事のうち請負金額が 500 万円以上のものが対象 【定義】 ・過去 2 か年度以降：令和 5 年 4 月 1 日から入札公告日まで。完了日がこの期間に含まれるもの。 ・類似工事：建設業法で定める、土木一式工事、管工事、舗装工事及び水道施設工事を類似工事とする。よって、それらすべての工事の成績評定点が対象となる。 ・工事成績：野田市水道部工務課及び野田市総務部工事検査担当で評価した成績評定点
過去 2 か年度以降の低入札価格調査制度の適用 ・野田市水道事業又は野田市が発注工事における低入札価格調査制度の適用状況により評価する。 【定義】 ・過去 2 か年度以降：令和 5 年 4 月 1 日から入札公告日まで。 ・適用判断日：低入札価格調査制度の適用となった入札日が上記期間に含まれているとき。

(2) 配置予定技術者の能力

過去 10 年間の同種工事における主任(監理)技術者としての施工経験 ・同種工事を元請けの主任技術者、監理技術者として施工した経験(共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上)により評価する。 ・1 件当たり契約額 1,000 万円以上が対象 【定義】 ・過去 10 年間：入札公告日前の 10 年間。完了日が 10 年間に含まれること。 ただし、工期途中で交代した場合は、その従事期間が全体の期間の 50%以上となっていること。 ・同種工事：土木一式工事又は管工事を同種工事とする。
過去 2 か年度以降の類似工事において従事した工事の工事成績 ・配置予定技術者が、過去に従事した類似工事の工事成績(共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上)の平均値により評価する。 ・平均点=過去 2 か年度以降の工事成績の合計÷当該件数(小数点以下切捨て) ・野田市水道事業及び野田市が発注した工事のうち請負金額が 500 万円以上のものが対象 【定義】 ・過去 2 か年度以降：令和 5 年 4 月 1 日から入札公告日まで。完了日がこの期間に含まれるもの。 ・類似工事：建設業法で定める、土木一式工事、管工事、舗装工事及び水道施設工事を類似工事とする。よって、それらすべての工事の成績評定点が対象となる。 ・工事成績：野田市水道部工務課及び野田市総務部工事検査担当で評価した成績評定点

継続教育 (CPD) の取組状況 ・継続教育を実施している団体等が発行する学習履歴証明を以てこれを認めるものとする。 ・当該工事に係る国家資格の継続教育に限って評価する（各団体推奨単位を取得していること）。 ・証明書は、証明期間の最終日が、公告の日から遡って1年前から総合評価方式の評価項目資料の提出期限までのものを有効とする。 ・CPD(Continuing Professional Development)制度(継続能力開発制度)とは、技術者として自己の専門的な能力の向上を図るために、自らカリキュラムに取り組み学習する制度である。
--

(3) 企業の社会性・信頼性

過去2年間の指名停止措置の状況 ・野田市水道事業又は野田市における指名停止等の措置の有無について評価する。 【定義】 ・過去2年間：入札公告日前の2年間 ・適用判断日：指名停止期間のうち1日でも上記期間に含まれているとき又は文書注意日が上記期間に含まれているとき。 ・文書注意等には口頭注意を含む。
ISO 取得状況 ・ISO9000 シリーズ及び ISO14001 の取得状況を評価する。
災害協定等の締結の有無と過去2か年度以降における出勤実績 ・地震、風水害、その他の災害応急対策又は漏水に係る緊急時の対応に関して、野田市水道事業又は野田市との協定又は契約の締結の有無と出勤実績を評価する。 ・入札公告日において締結しており、現在(評価項目資料提出期限日)も締結している場合についてのみ評価する。 【定義】 ・過去2か年度以降：令和5年4月1日から入札公告日まで。
市内在住者の雇用促進 ・従業員全体のうちに占める野田市内在住者の割合により評価する。 ・市内在住者の雇用状況=野田市内在住者の従業員÷全従業員 【定義】 ・市内在住者：入札公告日において、野田市内に在住していて、継続して3か月以上在住している人。住民登録の有無は問わない。 ・従業員：正規雇用の社員を指し、会社法に規定する役員(取締役、会計参与及び監査役をいう)は含めない。正規雇用の社員とは、雇用期間の定めがない労働者であり、会社等が定める所定労働時間（フルタイム）で従事する労働者とする。
建設業労働災害防止協会の加入 ・建設業労働災害防止協会の加入の有無を評価する。 ・入札公告年度の建設業労働災害防止協会加入証明書の写しを添付すること。

(4) 企業の社会貢献度等

障がい者の雇用 ・現在（評価項目資料提出期限日）の障がい者の雇用の状況について評価する。なお、評価項目資料提出後提出期限日までに雇用した場合は、提出資料の修正をする。 【定義】 ・「雇用している」とみなすのは、「障害者雇用促進法」に定める法定雇用率に相当する数以上の障がい者を雇用しているか、法の適用を受けない者については1人以上の障がい者を雇用しているとき。 ・上記以外は「雇用していない」とする。

高年齢者の雇用 ・現在(評価項目資料提出期限日)の高年齢者の雇用の状況について評価する。なお、評価項目資料提出後提出期限日までに退職等により雇用の状況が変わった場合は、提出資料の修正をする。 【定義】 ・「雇用の状況あり」とは、高年齢者を従業員として、入札公告日の1年以上前から雇用し、現在も雇用しているときとする。 ・高年齢者：高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項に規定する65歳以上の者のことをいう。 なお、入札公告日で満65歳以上となっていること。 ・従業員：正規雇用の社員を指し、会社法に規定する役員（取締役、会計参与及び監査役をいう）は含めない。正規雇用の社員とは、雇用期間の定めがない労働者であり、会社等が定める所定労働時間（フルタイム）で従事する労働者とする。
女性の雇用 ・現在(評価項目資料提出期限日)の女性の雇用の状況について評価する。なお、評価項目資料提出後提出期限日までに退職等により雇用の状況が変わった場合は、提出資料の修正をする。 【定義】 ・「雇用の状況あり」とは、女性を従業員として、入札公告日の1年以上前から雇用し、現在も雇用しているときとする。 ・従業員：正規雇用の社員を指し、会社法に規定する役員（取締役、会計参与及び監査役をいう）は含めない。正規雇用の社員とは、雇用期間の定めがない労働者であり、会社等が定める所定労働時間（フルタイム）で従事する労働者とする。
過去3か年度以降のボランティア活動の有無 ・ボランティア活動の有無を評価する。 【定義】 ・過去3か年度：令和4年4月1日から入札公告日まで。 ・ボランティア活動：公共の場において、会社として行った美化活動等を指し、会社の協賛や寄附行為、社員個人の活動は含まない。 ・実績を証明できる資料を添付すること。実績を証明できる資料とは、新聞記事、地域情報誌の写し、感謝状、表彰状等の類、社内報告書などの活動実績が分かる書類とし、作成者は当事者、第三者の別は問わない。ただし、実施時期、実施内容、会社名が明確であるものとする。 なお、提出された資料に虚偽が明らかとなった場合は、ペナルティーを課すことになる。
協力雇用主の登録の有無 ・協力雇用主の登録の有無を評価する。 【定義】 ・「登録あり」とは、入札公告日前に、協力雇用主として保護観察所に登録があり、現在（評価項目資料提出期限日）においても登録があるときとする。なお、雇用の有無は問わない。 ・協力雇用主：犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない保護観察者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する事業主のことをいう。

自己評価書（工事名：清水配水管布設替工事（その1））

商号又は名称

項 目	選 択 区 分	配点	該当
(1) 過去10年間の同種工事の施工実績(元請による実績)	公共工事として実績あり	4	
	公共工事以外で実績あり	2	
	同種工事の実績なし	0	
	過去2か年度以降の類似工事における工事成績の点数	80点以上	4
		75点以上 80点未満	3
		70点以上 75点未満	2
		65点以上 70点未満又は成績なし	0
		65点未満	-1
	過去2か年度以降の低入札価格調査制度の適用	低入札価格調査制度で調査の結果落札者とならなかったことがある	-2
		低入札価格調査制度で調査の結果落札者となったが、工事成績が標準点(65点)を下回ったことがある	-1
		低入札価格調査制度で調査の結果落札者となったが、工事成績が標準点(65点)以上だったことがある、又は低入札価格調査制度の調査対象となったことがない	0
(2) 配置予定技術者の	過去10年間の同種工事における主任(監理)技術者としての施工経験	野田市水道事業又は野田市発注の施工経験があり	4
		野田市水道事業又は野田市以外の発注の施工経験があり	2
		実績なし	0
	過去2か年度以降の類似工事において従事した工事の工事成績	75点以上	2
		65点以上 75点未満又は成績なし	0
		65点未満	-1
(3) 継続教育(CPD)の取組状況	過去2年間の指名停止措置の状況	指名停止	-4
		文書注意等	-2
		該当なし	0
	ISO取得状況	ISO9000シリーズ及びISO14001の両方	2
		ISO9000シリーズ又はISO14001のいずれか	1
		なし	0
	災害協定等の締結の有無と過去2か年度以降における出勤実績	協定等に基づく出勤実績あり	2
		締結しているが出勤実績なし	1
		なし	0
	市内在住者の雇用促進	市内在住者が50%以上	1
		市内在住者が50%未満	0
	建設業労働災害防止協会の加入	加入している	1
		加入していない	0
(4) 障がい者の雇用	障がい者の雇用	雇用している	2
		雇用していない	0
	高年齢者の雇用	雇用の状況あり	1
		雇用の状況なし	0
	女性の雇用	雇用の状況あり	1
		雇用の状況なし	0
	過去3か年度以降のボランティア活動の有無	実績あり	1
		実績なし	0
	協力雇用主の登録の有無	登録あり	1
		登録なし	0
合計			

※自社が該当する項目にチェックをし、その他の提出書類と併せて提出すること。

野田市公契約条例に係る特記事項 (工事又は製造の請負の契約・総合評価入札用)

当該工事は、野田市公契約条例（以下「条例」という）第4条に規定する公契約に該当するため、入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）及び水道事業との間で契約を締結した者（以下「受注者」という。）は、入札公告から工事完了までの期間において条例に基づく必要な事務手続を行うこと。必要な事務手続の内容は、この特記事項及び野田市公契約条例の手引（以下「手引」という。）に定める。必要な事務手続が行われない場合、入札は無効、契約締結後であれば契約を解除するとともに指名停止を行う。

また、受注者及び下請負者（以下「受注者等」という。）に対して、条例の効果と条例で設定している賃金水準の適正性を検証するため、条例の適用を受ける労働者（以下「適用労働者」という。）の賃金について、契約締結前の賃金等の状況をはじめ、契約締結後に賃金の変動した場合にはその理由についてヒアリング等の調査を行う。受注者は調査に協力するとともに、下請負者に対しても協力するよう周知しておくこと。

(準備)

- 1 当該工事の入札参加者は、工事を施工するための受注体制を構築しておくこと。当該工事の一部を下請負者に請け負わせることを予定している者は、下請負者を含めた受注体制の構築準備をすること。

また、下請負者になる予定の者に対して、当該工事が条例の適用を受け、賃金等の最低額が決められていること、適用労働者の賃金の確認に必要な「賃金台帳(写)」や「給与等の支払明細書(写)」などの資料の提出があることについて説明し、承諾を得ておくこと。

(誓約書の提出)

- 2 入札参加者は、条例の規定を遵守する旨を記載した「公契約条例に関する誓約書」を入札参加申請受付期間に提出しなければならない。提出がない入札は、無効とする。

(適用労働者への周知義務)

- 3 受注者は、全ての適用労働者に対して、「適用労働者の範囲」、「条例第6条第1項に規定する賃金等の最低額」、「受注者等に条例違反があり、申出をする場合の連絡先」、「その申出をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと」を書面をもって周知しなければならない。

書面については、水道事業が作成し受注者に配付する。受注者は、当該書面を次のいずれかの方法により周知を行うこと。

- ・現場の見やすい場所に掲示又は備付けで行うときは、現場作業に着手したとき（現場事務所を設置したときなど）から工事完了までの期間とする。
- ・適用労働者へ配付するときは、最初に現場作業に従事するときまでに行う。

(適用労働者の承諾)

- 4 受注者は、適用労働者に対して、支払賃金を確認するため、「賃金台帳(写)」、「給与等の支払明細書(写)」などのほか、支払賃金の確認に必要な資料を提出することについて、承諾を得ておくこと。

また、下請負者があるときは、下請負者に対して、同様に適用労働者へ承諾を得ておくよう指導すること。

(配置労働者報告書)

- 5 受注者は、適用労働者の支払予定賃金を記入した「配置労働者報告書」、「施工体系図」、「適用労働者への周知書類(写)」、「就業規則又は労働条件を通知した書面(写)」を業務課へ提出すること。

配置労働者報告書の提出には、原則として「賃金台帳(写)」、「給与等の支払明細書(写)」等の実際に支払われた1時間当たりの賃金等が明確となる資料（以下「確認資料」という。）の提出は不要とする。ただし、水道事業が賃金を構成する手当等の区分を確認するために、当該工事請負契約の締結前から雇用している適用労働者の確認資料の提出を求めることがある。

受注者は、下請負者があるときは、下請負者に関する配置労働者報告書、就業規則又は労働条件を通知した書面(写)及び確認資料についても取りまとめの上、提出すること。

受注者の配置労働者報告書は、適用労働者が現場に従事するときに合わせて提出し、下請負者の配置労働者報告書は、受注者が施工体制台帳を提出するときに合わせて提出すること。やむを得ない理由がある場合を除いて、指定の時期に提出がなされない場合は、契約を解除するとともに指名停止を行う。

(労働者支払賃金報告書・職種（普通作業員）の確認書の提出)

- 6 受注者は、適用労働者の従事日数、従事時間、実際に支払った1時間当たりの賃金などが確認できる資料として、労働者支払賃金報告書（以下「賃金報告書」という。）及び確認資料を業務課へ提出すること。

受注者は、適用労働者が職種及び市が定める賃金等の最低額を確認した資料として、職種（普通作業員）の確認書（以下「確認書」という。）を業務課へ提出すること。

施工期間等に応じて、水道事業が賃金報告書及び確認書の作成及び提出時期を指定する。施工期間が12ヶ月を超える工事及び配置労働者に変更がある工事等において、水道事業が賃金報告書及び確認書の作成時期や提出時期を別に指示した場合は、それに従うこと。

受注者は、下請負者があるときは、下請工事ごとの施工期間等に応じて、下請負者に関する賃金報告書及び確認資料・確認書を取りまとめの上、提出すること。

やむを得ない理由がある場合を除いて、指定の時期に必要な賃金報告書及び確認資料・確認書の提出がなされない場合は、契約を解除するとともに指名停止を行う。

(適用労働者の申出及び不利益な取扱いの禁止)

- 7 適用労働者は、受注者等が条例に違反したときは、水道事業管理者又は受注者等にその旨の申出をすることができる。受注者等は、当該申出をした適用労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(報告書の請求及び立入検査)

- 8 水道事業管理者は、条例に定める事項の遵守状況を確認するため必要があると認めるときや適用労働者から受注者等の条例違反について申出があった場合は、報告書の請求を行う。

提出された報告書でも履行状況が確認できないときは、立入検査を行う。

報告書あるいは立入検査の結果、受注者等の条例違反が明らかになった場合は、是正措置を命じる。

(賃金支払義務)

- 9 受注者等は、適用労働者に対し、市が定める賃金等の最低額以上の賃金を支払わなければならない。また、下請負者から支払われる適用労働者の賃金が、賃金等の最低額を下回ったときは、その差額分について、受注者は、下請負者と連携して支払う義務を負う。

(契約解除等)

- 10 受注者等が次の(1)から(6)までのいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除するとともに指名停止を行う。

(1)提出しなければならない配置労働者報告書、賃金報告書、確認書その他の報告書及び確認資料が期限までに提出されないとき。

(2)提出された配置労働者報告書、賃金報告書、確認書その他の報告書及び確認資料の内容が虚偽であったとき。

(3)立入検査を拒んだり、妨げたり、若しくは忌避したとき。

(4)立入検査で質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(5)是正措置の命令に従わないとき。

(6)是正措置の報告をしないとき、又は虚偽の報告をしたとき。

受注者は、上記の事由による契約の解除によって、水道事業に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、水道事業管理者がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りではない。

上記の事由により契約を解除した場合において、受注者等に損害が生じても、水道事業はその損害を賠償する責任を負わない。

上記の事由により契約を解除したとき、又は工事完了後に条例の規定に違反したことが明らかになったときは、指名停止を行う。

(違約金)

- 11 水道事業管理者は、契約期間中に受注者等が条例の規定に違反していたことが明らかになったときは、契約額の10分の1に相当する額を違約金として請求する。

また、工事完了後に条例に違反していたことが明らかとなったときは、契約額が1億円以上の場合は契約額の10分の0.5に相当する額を、5千万円以上の場合は契約額の10分の0.7に相当する額を、5千万円未満の場合は契約額の10分の1に相当する額を違約金として請求する。

(公表)

- 12 契約を解除したとき、又は工事完了後に条例の規定に違反したことが判明したときは、次の事

項を公表する。

(1) 契約の名称

(2) 契約を締結した年月日

(3) 受注者等の氏名及び所在地（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）

(4) 契約を解除した年月日及び理由

(5) 工事完了後に条例の規定に違反したことが判明した場合は、その違反内容及びそれに対する措置

（その他）

13 この特記事項及び手引に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。

清水配水管布設替工事（その３）

公告日 令和 7 年 5 月 30 日

1 工事の概要

(1) 工事名	清水配水管布設替工事（その３）
(2) 工事場所	野田市清水 670～中野台 36-2 地先
(3) 工期	契約の翌日から令和 8 年 2 月 28 日まで
(4) 工事番号	令和 7 年度 資建第 3 号
(5) 概要	配水管布設工事 H P P E φ 100mm H P P E φ 75mm H P P E φ 50mm ソフトシール仕切弁 φ 100mm ソフトシール仕切弁 φ 75mm ソフトシール仕切弁 φ 50mm 排泥管（仕切弁 1 基含む）φ 50mm 消火栓設置 給水切替 舗装本復旧 L = 543.0 m L = 431.6 m L = 82.5 m L = 28.9 m L = 9 基 L = 6 基 L = 5 基 N = 1 箇所 N = 4 箇所 N = 42 箇所 A = 2,228m²
(6) 入札方法	本入札は、「ちば電子調達システム」を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式（事後審査方式）で執行する。落札者の決定に当たっては、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札候補者を決定する総合評価方式による。
(7) 週休 2 日制適用工事	本工事は、週休 2 日を達成するよう工事を実施する「週休 2 日制適用工事」の試行である。 詳細については、特記仕様書及び「野田市水道事業土木工事週休 2 日制適用工事試行要領」によるものとする。 ※詳細は野田市水道部ホームページを参照すること。 [野田市役所ホームページ]→[野田市水道部]→「入札・契約情報」の [入札に関する書類（様式）及び要綱等]→[野田市水道事業土木工事週休 2 日制適用工事試行要領]

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から落札者決定の日まで次の要件を全て満たす者とする。

(1) 基本的要件	①野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に登載されている者 ②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者 ③政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、当該事実があつた日から 3 年を経過している者 ④野田市水道事業建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成 5 年 7 月 28 日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者 ⑤野田市水道事業建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 19 年 5 月 28 日制定）に基づく指名除外を受けていない者 ⑥手形交換所により取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから 2 年が経過している者 ⑦入札日前 6 月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者 ⑧会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者
(2) 工事種目	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定により次の許可を受けている者 工 種：土木一式工事及び管工事 許可区分：一般建設業又は特定建設業

	・発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、特定建設業の許可が必要となる（建設業法第16条）。 野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に「土木一式工事」及び「管工事」で記載されていること。
(3) 総合評定値	上記の工事種目における経営事項審査の総合評定値（P点）が次の点数以上の者（建設業法第27条の29第1項） 総合評定値：土木一式工事 750点以上 管工事 不問
(4) 地域要件	本店の所在地が次の場所にある者 所在地：野田市
(5) 施工実績	公告日前5年の間で次の額以上の同種工事に係る建設工事を官公庁又は民間から受注したことがある者（履行が完了していること）。 施工実績：1,000万円以上（契約1件当たり） ※同種工事は土木一式工事又は管工事とする。
(6) 配置予定技術者	工事種目において、次の資格を有する者を技術者として配置できる者 配置予定技術者：主任技術者又は監理技術者 専任：有 ※公告日において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。 ※発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない（建設業法第26条第2項）。 ※建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号に規定されている営業所における専任の技術者は、営業所に常勤の必要があるため、主任技術者（管理技術者）になることはできない。
(7) 公契約条例	本件は、野田市公契約条例第4条第1号に規定する公契約に該当するため、入札に参加するものは、条例に基づく必要な事務手続きを行うこと。 「公契約条例に係る特記事項」及び「公契約条例の手引き※」参照のこと ※ https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000712.html

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法	入札参加者は「価格」及び「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」、「企業の社会性・信頼性」、「企業の社会貢献度等」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、「(2) 総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札候補者とし、資格審査を経て落札者と決定する。 要件：入札価格が予定価格の制限の範囲内であること
(2) 総合評価の方法	①評価値は、入札書が無効でない者について、次の算式（加算方式）により算定する。 評価値＝価格評価点＋技術評価点 ②価格評価点は、入札参加者が申込みをした入札額に基づき、次の算式により算定する。小数以下は第3位を切り捨てして小数第2位まで算出する。 価格評価点＝100×最低入札額÷入札額 ③技術評価点は、入札参加者の評価項目の得点とする。 技術評価点＝入札参加者の評価項目の得点 ④技術評価は、下記の評価項目について評価を行う。 (ア) 企業の施工能力

	(イ)配置予定技術者の能力 (ウ)企業の社会性・信頼性 (エ)企業の社会貢献度等 ※評価項目の詳細は「入札説明書」による。
--	---

4 入札手続等

(1) 設計図書等の閲覧	ちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載する。 （閲覧期間） この公告の日から開札の日まで
(2) 入札参加申請	入札に参加を希望する者は、「制限付一般競争入札参加申請書」及び「公契約条例に関する誓約書」に必要事項を記入し、ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の添付機能を利用して電子ファイルで提出すること。 <u>「公契約条例に関する誓約書」の提出が無い入札は無効となる。</u> （入札参加申請受付期間） <u>令和7年5月30日（金）午前8時30分から</u> <u>令和7年6月6日（金）午後1時00分まで</u>
(3) 競争参加資格確認通知	入札参加申請をした者には、電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を送付する。 ただし、入札参加資格は開札後に審査するため、競争参加資格確認通知書が送付された場合であっても、入札参加資格を有すると確認したものではない。 入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者を指定して行う。
(4) 質疑	設計図書等について質問がある場合は、「質疑書」（指定様式）を野田市水道部業務課財務係へファックスで送付し、送付した旨を電話で連絡すること。 ① 質疑受付期限 <u>締切日時：令和7年6月9日（月）午後1時00分まで</u> ②ファックス <u>04-7124-3362</u> ③回答方法 質疑書の提出等があった場合に、質疑受付期限の原則翌日（土・日曜日、祝日は除く）の午後5時までにファックスにて送付する。 ※申請書に記載された担当者宛にファックスする。
(5) 評価項目に関する資料の提出	評価項目に関する資料は、指定の様式を使い添付資料に添えて、水道部業務課財務係へ持参により提出すること。 ① <u>提出期限：令和7年6月6日（金）午後1時00分まで</u> ② <u>提出先：野田市水道部2階業務課財務係</u>
(6) 入札書の提出方法	①入札書の提出 入札参加者は、電子入札システムにより、入札金額を入力し提出すること。入札書の受付締切後は、いかなる場合においても入札書を受け付けない。また、入札書を提出した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。 （入札書受付期間） <u>令和7年6月11日（水）午前8時30分から</u> <u>令和7年6月13日（金）午後5時00分まで</u> ②記載金額 契約金額は、入札書に記載された額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ③注意事項 入札書の提出後、入札金額の入力誤り等により入札を辞退したい場合は、開

	札日時までに、電話等で入札を辞退する旨を業務課財務係へ連絡の上、辞退届を持参により提出すること。 なお、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置が講じられるので注意すること。
(7) 工事内訳書	入札に当たっては、入札書記載金額の内訳として、工事内訳書を作成し、電子入札システムの添付機能を利用して提出すること。 <u>工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札は無効となる。</u> <u>また、再度入札においても同様とする。</u>
(8) 入札辞退	入札参加申込をした後で、やむを得ない事情により入札に参加しない場合は、次の方法により辞退届を提出すること。 ①入札書受付期間前は、辞退届を業務課財務係へ持参により提出すること。 ②入札書受付期間中は、辞退届を電子入札システムにより提出すること。 ③入札書受付期間後、開札日時までは、電話等で入札を辞退する旨を業務課財務係へ連絡の上、辞退届を業務課へ持参により提出すること。 辞退届には、「自社都合」や「社内で検討した結果」等の不明確な理由ではなく、より具体的な理由を記載すること。 なお、入札参加者は辞退届を提出した後は、これを撤回することはできない。

5 開札の執行

(1) 開札	①開札日時 <u>令和7年6月16日（月）午前9時15分</u> ②開札場所 <u>野田市水道部2階小会議室</u>
(2) 開札時の立会い	入札参加者が開札の立会いを希望する場合は、開札日前日の午後5時までに業務課財務係に電話により連絡すること。 なお、代表者もしくは受任者以外の者が立ち会う場合は、立会委任状を開札時に提出すること。
(3) 落札候補者	開札後速やかに落札決定基準により評価値を算出し、最も評価値の高い入札参加者を落札候補者として決定する。なお、落札候補者となる見込みの者にはその旨を連絡する。 ただし、低入札価格調査基準価格を下回った場合はこの限りではない。
(4) 入札参加資格確認書	落札候補者となる見込みの者は、その旨の連絡を受けた日の翌日（土・日曜日、祝日を除く）までに「制限付一般競争入札参加資格確認書」を業務課財務係へ持参により提出すること。
(5) 落札者の決定	落札候補者について、「制限付一般競争入札参加資格確認書」により資格審査を行い、入札参加資格要件に適合しているときに落札者と決定し、電子入札システムにより落札者決定通知書を送付する。 適格者とならなかったときはその旨を通知するが、その場合は書面により説明を求めることができる。通知日から3日以内に業務課財務係に請求すること。

6 その他

(1) 予定価格	<u>落札者の決定後に公表</u>
----------	--------------------------

(2) 保証金	①入札保証金：免除 ②契約保証金：納付 契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上とする。ただし、低入札価格調査基準価格を下回った金額で落札者となった場合は、10分の3以上とする。 なお、次のいずれかの方法により保証をとること。 (ア)金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付にかえることができる。 (イ)公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。 (ウ)現金又は担保としての有価証券 ※詳細は指示書で確認すること。
(3) 前払金・中間前払金・部分払	①前払金 契約金額が500万円以上（市内に本店を有する事業者にあつては、請負代金額が200万円以上）のとき、契約金額の40%以内で支払うものとする。 ②中間前払金 以下の要件を全て満たしている場合に、契約金額の20%以内で支払うものとする。 (1) 当初の前払金の支払を受けていること。 (2) 工期の2分の1を経過していること。 (3) 工程表における工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。 (4) 工事の出来高が請負金額の2分の1以上に達していること。 ③部分払 出来高の90%（前払金を含む）以内で、契約金額が500万円以上のときは2回以内とする。 ※契約締結前に中間前払金と部分払のどちらかを選択し、契約締結後は変更することはできない。
(4) 電子くじ	落札候補者となるべき同価格の入札参加者が2人以上あるときは、電子入札システムにより電子くじを実施する。
(5) 再度入札等	①再度入札 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、電子入札による再度入札を行うこととし、初回の入札において有効な入札をした者に対し、再入札通知書を送付する。 なお、再度入札の回数は1回とする。 ②見積り合わせ 再度入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札で評価値が最も高い者と電子入札システムにより見積り合わせを行うこととし、見積依頼対象者に見積依頼通知書を送付する。ただし、見積書を徴することが適切でないと認められる場合はこの限りではない。 見積依頼対象者は、見積書提出意思がある場合は、見積書の提出を行うこととし、意思がない場合は、辞退届を提出すること。 見積書の提出は2回までとし、2回目の見積額でも予定価格の制限の範囲内に達しなければ、当該入札は不調とする。
(6) 低入札価格調査制度	本入札は、地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に規定する低入札価格調査の基準として「野田市水道事業低入札価格調査実施要領」を適用する。なお、低入札価格調査基準価格は公表する。

	(ア) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者がいる場合は本入札を保留とし、入札参加者には後日結果を通知する。 (イ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。 (ウ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。 (エ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者のうち、入札書に合わせて提出した工事内訳書にある各項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の額のいずれかが「野田市水道事業低入札価格調査実施要領」に定める失格基準価格を下回った者は失格とする。 ※詳細は野田市水道部ホームページを参照すること。 [野田市役所ホームページ]→[野田市水道部]→「入札・契約情報」の [入札に関する書類（様式）及び要綱等]→[野田市水道事業低入札価格調査実施要領]
(7) 紙入札での参加	①入札参加申請 紙入札業者として参加する場合の条件を満たす場合には、紙入札での参加を認める。 その場合、入札参加申請受付期間中に「制限付一般競争入札参加申請書」及び「紙入札方式参加届出書」を業務課財務係へ持参により提出すること。なお、紙入札業者として入札参加申込をした後、電子入札へ切替することはできない。 ②入札書等の提出 紙入札業者として入札に参加することが認められた場合は、次により入札書等を提出するものとする。 (ア) 入札書及び工事内訳書を封入の上、入札書受付期間中に業務課財務係へ持参により提出すること。 (イ) 封筒表面に工事名、工事場所、入札参加者の住所、商号又は名称を記入し、「入札書在中」と朱書きすること。 (ウ) 別途指定がある場合は、それに従うこと。
(8) 留意事項	①無効な入札 (ア) 入札に参加する資格を有しない者のした入札 (イ) 制限付一般競争入札参加資格確認書等の提出した資料に虚偽の記載を行った者のした入札 (ウ) 明らかに連合であると認められる入札 (エ) 電子認証書を不正に使用した入札 (オ) 入札書の金額が0円の入札 (カ) 再度入札における入札金額が、初回の最低入札金額以上の入札 (キ) 工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札 (ク) 期限までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出しなかった落札候補者のした入札 (ケ) 電子入札の案件に紙入札で参加するものにあつては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札 ・記名押印を欠く入札 ・金額を訂正した入札 ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札 ・委任状にある受任者以外の代理人がした入札 (コ) その他入札に関する条件に違反した入札 ②入札の取りやめ等 野田市水道部の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札執行の延期、又は入札の執行を取りやめることがある。この場合、入札参加者は異議を申し立てることはできない。 ③異議申し立て 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。 ④配置予定技術者 制限付一般競争入札参加資格確認書に記載する配置予定技術者については、

	他の入札の関連などで、複数の配置予定技術者とする事は認めない。また、原則やむを得ぬ事由と水道部が認める場合以外は、配置予定技術者の変更はできない。 ⑤その他 (ア) 現場説明会は、実施しない。 (イ) 入札参加者は、落札候補者となった場合に翌日までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出することになるので、事前に提出書類等を準備しておくこと。 (ウ) 入札に必要な書類（指定様式）は、入札情報サービス又は野田市水道部ホームページより入手すること。 (エ) 入札参加者は、野田市電子入札約款、野田市電子入札システム等運用基準を熟読し、入札に参加すること。
(9) 問合せ先	野田市 水道部 業務課 財務係 住 所：野田市中根324番地 電 話：04-7124-5145

入札説明書

野田市水道事業の次の工事にかかる公告に基づく制限付一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、落札者決定基準等を含めてこの入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年5月30日

2 工事概要

- (1) 件名 清水配水管布設替工事（その3）
- (2) 場所 野田市清水670～中野台36-2地先
- (3) 工期 契約の翌日から令和8年2月28日まで
- (4) 番号 令和7年度 資建第3号
- (5) 入札方法

本入札は、「ちば電子調達システム」を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式（事後審査方式）で執行する。落札者の決定に当たっては、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札候補者を決定する総合評価方式による。

3 落札者決定基準

(1) 入札の評価に関する基準は「8 入札の評価に関する基準」のとおりとする。

(2) 落札予定者の決定方法

入札参加者は「価格」及び「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」、「企業の社会性・信頼性」、「企業の社会貢献度等」をもって入札に参加し、入札価格が予定価格（消費税相当額を除く。以下同じ）の制限の範囲内である者のうち、「(3) 総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札候補者とする。

ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札予定者としてすることがある。

落札者の決定は、落札予定者の入札参加資格審査を経て決定する。

(3) 総合評価の方法

① 評価値算定方式 加算方式

② 評価値算定方法

入札書が無効でない者及び入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者について、価格評価点と技術評価点を合算して、評価値を算出するものとし、次の算式により算定する。

評価値は、小数点以下第2位まで算出する。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

ア. 価格評価点は、入札参加者が申込みをした入札額に基づき、次の算式により算定する。少数以下は第3位を切り捨てして少数第2位まで算出する。

価格評価点＝100×最低入札額÷入札額

イ. 技術評価点は、入札参加者の評価項目の得点とする。

技術評価点＝入札参加者の評価項目の得点

4 低入札価格調査制度における失格基準について

入札価格が低入札価格調査基準価格を下回ったときに、入札書に合わせて提出した工事内訳書にある各項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の額のい

ずれかが、「野田市水道事業低入札調査実施要領」で定める額に満たないときは失格とする。

5 配置予定技術者について

同じ公告日の総合評価方式による制限付一般競争入札において、技術者の専任を要する入札案件に複数参加申込みをする場合の配置予定技術者の取扱いについては次のとおりとする。

- (1) 複数の案件に申込みをするに当たり事前に提出する技術評価における資料について、同じ配置予定技術者とすることは可能とする。
- (2) 入札執行後、入札執行順に落札候補者を決定し、落札候補者となった時点で同じ技術者を配置予定技術者としているその他の入札については失格とする。（評価値の算出はしない。）
- (3) 資格確認審査の結果、落札候補者が資格要件を満たしていれば落札者となるが、資格要件を満たしていない場合は失格とする。なお、この場合上記(2)で既に失格となった入札について、失格の取り消しはしない。

6 技術評価における資料の作成及び提出について

(1) 作成方法

- ① 下表の書類を作成し、各様式に記載してある添付資料と共に提出すること。

様式番号	様式名称
第1号様式	評価値算定資料提出書
第7号様式	企業の施工能力
第8号様式	配置予定技術者の能力
第9号様式	企業の社会性・信頼性（その1）
第12号様式	企業の社会貢献度等（その2）
-	自己評価書（最終ページ参照）

※第2号様式～第6号様式及び第10、11号様式の提出は不要。

- ② 評価値算定資料は、様式番号の順番に綴じて提出すること。
- ③ 評価値算定資料は、それぞれの様式に記載してある注意事項を熟読し、記入漏れや記載誤り等のないように作成すること。
- ④ 記載した内容を確認する書類として、それぞれの様式に記載してある証明書等を付けること。添付資料がなく、評価内容の確認ができない場合は評価しない。
- ⑤ 必要な様式は、野田市水道部ホームページ（入札に関する書類（様式）及び要綱等）からダウンロードして使うこと。

(2) 提出方法

- ① 資料は、公告に設けてある締切までに提出すること。締切期限までに提出されないときは失格とする。
- ② 原則として提出後の訂正、差替えはできない。

7 入札参加資格確認書の記入及び添付資料の省略

落札候補者となった者が提出する「入札参加資格確認書」において、施工実績などとして評価値算定資料に記載し資料も合わせて提出している場合には、入札参加資格確認書にはその旨を記入し、添付資料等の提出は省略することができる。

8 入札の評価に関する基準

項 目		選 択 区 分	配点	合計 (最高得点)
A 入札者の 実績	過去 10 年間の同種工事 の施工実績(元請による 実績)	公共工事として実績あり	4	8
		公共工事以外で実績あり	2	
		同種工事の実績なし	0	
	過去 2 か年度以降の類似 工事における工事成績 の点数	80 点以上	4	
		75 点以上 80 点未満	3	
		70 点以上 75 点未満	2	
		65 点以上 70 点未満又は成績なし	0	
		65 点未満	-1	
	過去 2 か年度以降の低入 札価格調査制度の適用	低入札価格調査制度で調査の結果落札者とならなかった ことがある	-2	
		低入札価格調査制度で調査の結果落札者となったが、工事 成績が標準点(65 点)を下回ったことがある	-1	
低入札価格調査制度で調査の結果落札者となったが、工事 成績が標準点(65 点)以上だったことがある、又は低入札価 格調査制度の調査対象となったことがない		0		
B 入札者の 技術力	過去 10 年間の同種工事 における主任(監理)技 術者としての施工経験	野田市水道事業又は野田市発注の施工経験があり	4	7
		野田市水道事業又は野田市以外の発注の施工経験があり	2	
		実績なし	0	
	過去 2 か年度以降の類似 工事において従事した 工事の工事成績	75 点以上	2	
		65 点以上 75 点未満又は成績なし	0	
		65 点未満	-1	
	継続教育(CPD)の取組状 況	取り組みあり	1	
取り組みなし	0			
C 入札者の 社会的 貢献度	過去 2 年間の指名停止措 置の状況	指名停止	-4	6
		文書注意等	-2	
		該当なし	0	
	ISO 取得状況	ISO9000 シリーズ及び ISO14001 の両方	2	
		ISO9000 シリーズ又は ISO14001 のいずれか	1	
		なし	0	
	災害協定等の締結の有 無と過去 2 か年度以降に おける出勤実績	協定等に基づく出勤実績あり	2	
		締結しているが出勤実績なし	1	
		なし	0	
	市内在住者の雇用促進	市内在住者が 50%以上	1	
		市内在住者が 50%未満	0	
	建設業労働災害防止協 会の加入	加入している	1	
		加入していない	0	
D 入札者の 社会的 貢献度	障がい者の雇用	雇用している	2	6
		雇用していない	0	
	高齢者の雇用	雇用の状況あり	1	
		雇用の状況なし	0	
	女性の雇用	雇用の状況あり	1	
		雇用の状況なし	0	
	過去 3 か年度のボランテ ィア活動の有無	実績あり	1	
		実績なし	0	
	協力雇用主の登録の有 無	登録あり	1	
登録なし		0		
配点合計(最大得点)				27

9 特別簡易型の評価項目の説明

(1) 企業の施工能力

過去 10 年間の同種工事の施工実績(元請による実績) ・同種工事を元請けとして施工した実績(共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上)により評価する。 ・1 件当たり契約額 1,000 万円以上が対象 【定義】 ・過去 10 年間：入札公告日前の 10 年間。完了日が 10 年間に含まれること。 ・同種工事：土木一式工事又は管工事を同種工事とする。 ・公共工事：国の各省庁、独立行政法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第 1 条に規定する機関及び準ずる機関)、都道府県、道路公社、まちづくり公社、政令指定都市、市町村、公営企業等が発注した工事とする。
過去 2 か年度以降の類似工事における工事成績の点数 ・入札参加者の過去の工事成績(共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上)の平均値により評価する。 ・平均点=過去 2 か年度以降の工事成績の合計÷当該件数(小数点以下切捨て) ・野田市水道事業及び野田市が発注した工事のうち請負金額が 500 万円以上のものが対象 【定義】 ・過去 2 か年度以降：令和 5 年 4 月 1 日から入札公告日まで。完了日がこの期間に含まれるもの。 ・類似工事：建設業法で定める、土木一式工事、管工事、舗装工事及び水道施設工事を類似工事とする。よって、それらすべての工事の成績評定点が対象となる。 ・工事成績：野田市水道部工務課及び野田市総務部工事検査担当で評価した成績評定点
過去 2 か年度以降の低入札価格調査制度の適用 ・野田市水道事業又は野田市が発注工事における低入札価格調査制度の適用状況により評価する。 【定義】 ・過去 2 か年度以降：令和 5 年 4 月 1 日から入札公告日まで。 ・適用判断日：低入札価格調査制度の適用となった入札日が上記期間に含まれているとき。

(2) 配置予定技術者の能力

過去 10 年間の同種工事における主任(監理)技術者としての施工経験 ・同種工事を元請けの主任技術者、監理技術者として施工した経験(共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上)により評価する。 ・1 件当たり契約額 1,000 万円以上が対象 【定義】 ・過去 10 年間：入札公告日前の 10 年間。完了日が 10 年間に含まれること。 ただし、工期途中で交代した場合は、その従事期間が全体の期間の 50%以上となっていること。 ・同種工事：土木一式工事又は管工事を同種工事とする。
過去 2 か年度以降の類似工事において従事した工事の工事成績 ・配置予定技術者が、過去に従事した類似工事の工事成績(共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上)の平均値により評価する。 ・平均点=過去 2 か年度以降の工事成績の合計÷当該件数(小数点以下切捨て) ・野田市水道事業及び野田市が発注した工事のうち請負金額が 500 万円以上のものが対象 【定義】 ・過去 2 か年度以降：令和 5 年 4 月 1 日から入札公告日まで。完了日がこの期間に含まれるもの。 ・類似工事：建設業法で定める、土木一式工事、管工事、舗装工事及び水道施設工事を類似工事とする。よって、それらすべての工事の成績評定点が対象となる。 ・工事成績：野田市水道部工務課及び野田市総務部工事検査担当で評価した成績評定点

継続教育 (CPD) の取組状況 ・継続教育を実施している団体等が発行する学習履歴証明を以てこれを認めるものとする。 ・当該工事に係る国家資格の継続教育に限って評価する（各団体推奨単位を取得していること）。 ・証明書は、証明期間の最終日が、公告の日から遡って1年前から総合評価方式の評価項目資料の提出期限までのものを有効とする。 ・CPD(Continuing Professional Development)制度(継続能力開発制度)とは、技術者として自己の専門的な能力の向上を図るために、自らカリキュラムに取り組み学習する制度である。
--

(3) 企業の社会性・信頼性

過去2年間の指名停止措置の状況 ・野田市水道事業又は野田市における指名停止等の措置の有無について評価する。 【定義】 ・過去2年間：入札公告日前の2年間 ・適用判断日：指名停止期間のうち1日でも上記期間に含まれているとき又は文書注意日が上記期間に含まれているとき。 ・文書注意等には口頭注意を含む。
ISO 取得状況 ・ISO9000 シリーズ及び ISO14001 の取得状況を評価する。
災害協定等の締結の有無と過去2か年度以降における出勤実績 ・地震、風水害、その他の災害応急対策又は漏水に係る緊急時の対応に関して、野田市水道事業又は野田市との協定又は契約の締結の有無と出勤実績を評価する。 ・入札公告日において締結しており、現在(評価項目資料提出期限日)も締結している場合についてのみ評価する。 【定義】 ・過去2か年度以降：令和5年4月1日から入札公告日まで。
市内在住者の雇用促進 ・従業員全体のうちに占める野田市内在住者の割合により評価する。 ・市内在住者の雇用状況=野田市内在住者の従業員÷全従業員 【定義】 ・市内在住者：入札公告日において、野田市内に在住していて、継続して3か月以上在住している人。住民登録の有無は問わない。 ・従業員：正規雇用の社員を指し、会社法に規定する役員(取締役、会計参与及び監査役をいう)は含めない。正規雇用の社員とは、雇用期間の定めがない労働者であり、会社等が定める所定労働時間（フルタイム）で従事する労働者とする。
建設業労働災害防止協会の加入 ・建設業労働災害防止協会の加入の有無を評価する。 ・入札公告年度の建設業労働災害防止協会加入証明書の写しを添付すること。

(4) 企業の社会貢献度等

障がい者の雇用 ・現在（評価項目資料提出期限日）の障がい者の雇用の状況について評価する。なお、評価項目資料提出後提出期限日までに雇用した場合は、提出資料の修正をする。 【定義】 ・「雇用している」とみなすのは、「障害者雇用促進法」に定める法定雇用率に相当する数以上の障がい者を雇用しているか、法の適用を受けない者については1人以上の障がい者を雇用しているとき。 ・上記以外は「雇用していない」とする。

高年齢者の雇用 ・現在(評価項目資料提出期限日)の高年齢者の雇用の状況について評価する。なお、評価項目資料提出後提出期限日までに退職等により雇用の状況が変わった場合は、提出資料の修正をする。 【定義】 ・「雇用の状況あり」とは、高年齢者を従業員として、入札公告日の1年以上前から雇用し、現在も雇用しているときとする。 ・高年齢者：高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項に規定する65歳以上の者のことをいう。 なお、入札公告日で満65歳以上となっていること。 ・従業員：正規雇用の社員を指し、会社法に規定する役員（取締役、会計参与及び監査役をいう）は含めない。正規雇用の社員とは、雇用期間の定めがない労働者であり、会社等が定める所定労働時間（フルタイム）で従事する労働者とする。
女性の雇用 ・現在(評価項目資料提出期限日)の女性の雇用の状況について評価する。なお、評価項目資料提出後提出期限日までに退職等により雇用の状況が変わった場合は、提出資料の修正をする。 【定義】 ・「雇用の状況あり」とは、女性を従業員として、入札公告日の1年以上前から雇用し、現在も雇用しているときとする。 ・従業員：正規雇用の社員を指し、会社法に規定する役員（取締役、会計参与及び監査役をいう）は含めない。正規雇用の社員とは、雇用期間の定めがない労働者であり、会社等が定める所定労働時間（フルタイム）で従事する労働者とする。
過去3か年度以降のボランティア活動の有無 ・ボランティア活動の有無を評価する。 【定義】 ・過去3か年度：令和4年4月1日から入札公告日まで。 ・ボランティア活動：公共の場において、会社として行った美化活動等を指し、会社の協賛や寄附行為、社員個人の活動は含まない。 ・実績を証明できる資料を添付すること。実績を証明できる資料とは、新聞記事、地域情報誌の写し、感謝状、表彰状等の類、社内報告書などの活動実績が分かる書類とし、作成者は当事者、第三者の別は問わない。ただし、実施時期、実施内容、会社名が明確であるものとする。 なお、提出された資料に虚偽が明らかとなった場合は、ペナルティーを課すことになる。
協力雇用主の登録の有無 ・協力雇用主の登録の有無を評価する。 【定義】 ・「登録あり」とは、入札公告日前に、協力雇用主として保護観察所に登録があり、現在（評価項目資料提出期限日）においても登録があるときとする。なお、雇用の有無は問わない。 ・協力雇用主：犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない保護観察者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する事業主のことをいう。

自己評価書（工事名：清水配水管布設替工事（その3））

商号又は名称

項 目	選 択 区 分	配 点	該 当
(1) 過去10年間の同種工事の施工実績(元請による実績)	公共工事として実績あり	4	
	公共工事以外で実績あり	2	
	同種工事の実績なし	0	
	過去2か年度以降の類似工事における工事成績の点数	80点以上	4
		75点以上 80点未満	3
		70点以上 75点未満	2
		65点以上 70点未満又は成績なし	0
		65点未満	-1
	過去2か年度以降の低入札価格調査制度の適用	低入札価格調査制度で調査の結果落札者とならなかったことがある	-2
		低入札価格調査制度で調査の結果落札者となったが、工事成績が標準点(65点)を下回ったことがある	-1
		低入札価格調査制度で調査の結果落札者となったが、工事成績が標準点(65点)以上だったことがある、又は低入札価格調査制度の調査対象となったことがない	0
(2) 配置予定技術者の	過去10年間の同種工事における主任(監理)技術者としての施工経験	野田市水道事業又は野田市発注の施工経験があり	4
		野田市水道事業又は野田市以外の発注の施工経験があり	2
		実績なし	0
	過去2か年度以降の類似工事において従事した工事の工事成績	75点以上	2
		65点以上 75点未満又は成績なし	0
		65点未満	-1
(3) 継続教育(CPD)の取組状況	取り組みあり	1	
	取り組みなし	0	
	過去2年間の指名停止措置の状況	指名停止	-4
		文書注意等	-2
		該当なし	0
	ISO取得状況	ISO9000シリーズ及びISO14001の両方	2
		ISO9000シリーズ又はISO14001のいずれか	1
		なし	0
	災害協定等の締結の有無と過去2か年度以降における出勤実績	協定等に基づく出勤実績あり	2
		締結しているが出勤実績なし	1
		なし	0
	市内在住者の雇用促進	市内在住者が50%以上	1
		市内在住者が50%未満	0
(4) 建設業労働災害防止協会の加入	加入している	1	
	加入していない	0	
	障がい者の雇用	雇用している	2
		雇用していない	0
	高年齢者の雇用	雇用の状況あり	1
		雇用の状況なし	0
	女性の雇用	雇用の状況あり	1
		雇用の状況なし	0
	過去3か年度以降のボランティア活動の有無	実績あり	1
		実績なし	0
	協力雇用主の登録の有無	登録あり	1
		登録なし	0
合計			

※自社が該当する項目にチェックをし、その他の提出書類と併せて提出すること。

野田市公契約条例に係る特記事項 (工事又は製造の請負の契約・総合評価入札用)

当該工事は、野田市公契約条例（以下「条例」という）第4条に規定する公契約に該当するため、入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）及び水道事業との間で契約を締結した者（以下「受注者」という。）は、入札公告から工事完了までの期間において条例に基づく必要な事務手続を行うこと。必要な事務手続の内容は、この特記事項及び野田市公契約条例の手引（以下「手引」という。）に定める。必要な事務手続が行われない場合、入札は無効、契約締結後であれば契約を解除するとともに指名停止を行う。

また、受注者及び下請負者（以下「受注者等」という。）に対して、条例の効果と条例で設定している賃金水準の適正性を検証するため、条例の適用を受ける労働者（以下「適用労働者」という。）の賃金について、契約締結前の賃金等の状況をはじめ、契約締結後に賃金の変動した場合にはその理由についてヒアリング等の調査を行う。受注者は調査に協力するとともに、下請負者に対しても協力するよう周知しておくこと。

(準備)

- 1 当該工事の入札参加者は、工事を施工するための受注体制を構築しておくこと。当該工事の一部を下請負者に請け負わせることを予定している者は、下請負者を含めた受注体制の構築準備をすること。

また、下請負者になる予定の者に対して、当該工事が条例の適用を受け、賃金等の最低額が決められていること、適用労働者の賃金の確認に必要な「賃金台帳(写)」や「給与等の支払明細書(写)」などの資料の提出があることについて説明し、承諾を得ておくこと。

(誓約書の提出)

- 2 入札参加者は、条例の規定を遵守する旨を記載した「公契約条例に関する誓約書」を入札参加申請受付期間に提出しなければならない。提出がない入札は、無効とする。

(適用労働者への周知義務)

- 3 受注者は、全ての適用労働者に対して、「適用労働者の範囲」、「条例第6条第1項に規定する賃金等の最低額」、「受注者等に条例違反があり、申出をする場合の連絡先」、「その申出をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと」を書面をもって周知しなければならない。

書面については、水道事業が作成し受注者に配付する。受注者は、当該書面を次のいずれかの方法により周知を行うこと。

- ・現場の見やすい場所に掲示又は備付けで行うときは、現場作業に着手したとき（現場事務所を設置したときなど）から工事完了までの期間とする。
- ・適用労働者へ配付するときは、最初に現場作業に従事するときまでに行う。

(適用労働者の承諾)

- 4 受注者は、適用労働者に対して、支払賃金を確認するため、「賃金台帳(写)」、「給与等の支払明細書(写)」などのほか、支払賃金の確認に必要な資料を提出することについて、承諾を得ておくこと。

また、下請負者があるときは、下請負者に対して、同様に適用労働者へ承諾を得ておくよう指導すること。

(配置労働者報告書)

- 5 受注者は、適用労働者の支払予定賃金を記入した「配置労働者報告書」、「施工体系図」、「適用労働者への周知書類(写)」、「就業規則又は労働条件を通知した書面(写)」を業務課へ提出すること。

配置労働者報告書の提出には、原則として「賃金台帳(写)」、「給与等の支払明細書(写)」等の実際に支払われた1時間当たりの賃金等が明確となる資料（以下「確認資料」という。）の提出は不要とする。ただし、水道事業が賃金を構成する手当等の区分を確認するために、当該工事請負契約の締結前から雇用している適用労働者の確認資料の提出を求めることがある。

受注者は、下請負者があるときは、下請負者に関する配置労働者報告書、就業規則又は労働条件を通知した書面(写)及び確認資料についても取りまとめの上、提出すること。

受注者の配置労働者報告書は、適用労働者が現場に従事するときに合わせて提出し、下請負者の配置労働者報告書は、受注者が施工体制台帳を提出するときに合わせて提出すること。やむを得ない理由がある場合を除いて、指定の時期に提出がなされない場合は、契約を解除するとともに指名停止を行う。

(労働者支払賃金報告書・職種（普通作業員）の確認書の提出)

- 6 受注者は、適用労働者の従事日数、従事時間、実際に支払った1時間当たりの賃金などが確認できる資料として、労働者支払賃金報告書（以下「賃金報告書」という。）及び確認資料を業務課へ提出すること。

受注者は、適用労働者が職種及び市が定める賃金等の最低額を確認した資料として、職種（普通作業員）の確認書（以下「確認書」という。）を業務課へ提出すること。

施工期間等に応じて、水道事業が賃金報告書及び確認書の作成及び提出時期を指定する。施工期間が12ヶ月を超える工事及び配置労働者に変更がある工事等において、水道事業が賃金報告書及び確認書の作成時期や提出時期を別に指示した場合は、それに従うこと。

受注者は、下請負者があるときは、下請工事ごとの施工期間等に応じて、下請負者に関する賃金報告書及び確認資料・確認書を取りまとめの上、提出すること。

やむを得ない理由がある場合を除いて、指定の時期に必要な賃金報告書及び確認資料・確認書の提出がなされない場合は、契約を解除するとともに指名停止を行う。

(適用労働者の申出及び不利益な取扱いの禁止)

- 7 適用労働者は、受注者等が条例に違反したときは、水道事業管理者又は受注者等にその旨の申出をすることができる。受注者等は、当該申出をした適用労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(報告書の請求及び立入検査)

- 8 水道事業管理者は、条例に定める事項の遵守状況を確認するため必要があると認めるときや適用労働者から受注者等の条例違反について申出があった場合は、報告書の請求を行う。

提出された報告書でも履行状況が確認できないときは、立入検査を行う。

報告書あるいは立入検査の結果、受注者等の条例違反が明らかになった場合は、是正措置を命じる。

(賃金支払義務)

- 9 受注者等は、適用労働者に対し、市が定める賃金等の最低額以上の賃金を支払わなければならない。また、下請負者から支払われる適用労働者の賃金が、賃金等の最低額を下回ったときは、その差額分について、受注者は、下請負者と連携して支払う義務を負う。

(契約解除等)

- 10 受注者等が次の(1)から(6)までのいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除するとともに指名停止を行う。

(1)提出しなければならない配置労働者報告書、賃金報告書、確認書その他の報告書及び確認資料が期限までに提出されないとき。

(2)提出された配置労働者報告書、賃金報告書、確認書その他の報告書及び確認資料の内容が虚偽であったとき。

(3)立入検査を拒んだり、妨げたり、若しくは忌避したとき。

(4)立入検査で質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(5)是正措置の命令に従わないとき。

(6)是正措置の報告をしないとき、又は虚偽の報告をしたとき。

受注者は、上記の事由による契約の解除によって、水道事業に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、水道事業管理者がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りではない。

上記の事由により契約を解除した場合において、受注者等に損害が生じても、水道事業はその損害を賠償する責任を負わない。

上記の事由により契約を解除したとき、又は工事完了後に条例の規定に違反したことが明らかになったときは、指名停止を行う。

(違約金)

- 11 水道事業管理者は、契約期間中に受注者等が条例の規定に違反していたことが明らかになったときは、契約額の10分の1に相当する額を違約金として請求する。

また、工事完了後に条例に違反していたことが明らかとなったときは、契約額が1億円以上の場合は契約額の10分の0.5に相当する額を、5千万円以上の場合は契約額の10分の0.7に相当する額を、5千万円未満の場合は契約額の10分の1に相当する額を違約金として請求する。

(公表)

- 12 契約を解除したとき、又は工事完了後に条例の規定に違反したことが判明したときは、次の事

項を公表する。

(1) 契約の名称

(2) 契約を締結した年月日

(3) 受注者等の氏名及び所在地（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）

(4) 契約を解除した年月日及び理由

(5) 工事完了後に条例の規定に違反したことが判明した場合は、その違反内容及びそれに対する措置

（その他）

13 この特記事項及び手引に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。

上花輪新町配水管布設替工事

公告日 令和7年5月30日

1 工事の概要

(1) 工事名	上花輪新町配水管布設替工事
(2) 工事場所	野田市上花輪新町12～同35番地先
(3) 工期	契約の翌日から令和8年1月31日まで
(4) 工事番号	令和7年度 資建第9号
(5) 概要	配水管布設替延長 L=603.5 m H P P E φ75 L=505.2 m H P P E φ50 L=98.3 m ソフトシール仕切弁 φ75 N=9基 ソフトシール仕切弁 φ50 N=3基 消火栓 N=2基 給水切替 φ50～20 N=64箇所 排泥管（仕切弁含む）φ50 N=2基（仕切弁1基）
(6) 入札方法	本入札は、「ちば電子調達システム」を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式（事後審査方式）で執行する。落札者の決定に当たっては、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札候補者を決定する総合評価方式による。
(7) 週休2日制適用工事	本工事は、週休2日を達成するよう工事を実施する「週休2日制適用工事」の試行である。 詳細については、特記仕様書及び「野田市水道事業土木工事週休2日制適用工事試行要領」によるものとする。 ※詳細は野田市水道部ホームページを参照すること。 [野田市役所ホームページ]→[野田市水道部]→「入札・契約情報」の [入札に関する書類（様式）及び要綱等]→[野田市水道事業土木工事週休2日制適用工事試行要領]

2 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、この公告の日から落札者決定の日まで次の要件を全て満たす者とする。

(1) 基本的要件	①野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に登載されている者 ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当しない者 ③政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあつては、当該事実があった日から3年を経過している者 ④野田市水道事業建設工事等請負業者等指名停止措置要綱（平成5年7月28日制定）に基づく指名停止措置を受けていない者 ⑤野田市水道事業建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年5月28日制定）に基づく指名除外を受けていない者 ⑥手形交換所により取引停止処分を受けたときは、停止処分を受けてから2年間の経過している者 ⑦入札日前6月以内に手形又は小切手が不渡りとなっていない者 ⑧会社更生法（平成14年法律第154号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者及び民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をしたときは、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされている者
(2) 工事種目	建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により次の許可を受けている者 工 種：土木一式工事及び管工事 許可区分：一般建設業又は特定建設業 ・発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、特定建設業の許

	可が必要となる（建設業法第16条）。 野田市入札参加資格業者名簿（建設工事）に「土木一式工事」及び「管工事」で登録されていること。
(3) 総合評定値	上記の工事種目における経営事項審査の総合評定値（P点）が次の点数以上の者（建設業法第27条の29第1項） 総合評定値：土木一式工事 750点以上 管工事 不問
(4) 地域要件	本店の所在地が次の場所にある者 所在地：野田市
(5) 施工実績	公告日前5年の間で次の額以上の同種工事に係る建設工事を官公庁又は民間から受注したことがある者（履行が完了していること）。 施工実績：1,000万円以上（契約1件当たり） ※同種工事は土木一式工事又は管工事とする。
(6) 配置予定技術者	工事種目において、次の資格を有する者を技術者として配置できる者 配置予定技術者：主任技術者又は監理技術者 専任：有 ※公告日において3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。 ※発注者から直接工事を請け負い、そのうち下請契約の合計額が4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上となる場合は、監理技術者を配置しなければならない（建設業法第26条第2項）。 ※建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号に規定されている営業所における専任の技術者は、営業所に常勤の必要があるため、主任技術者（管理技術者）になることはできない。
(7) 公契約条例	本件は、野田市公契約条例第4条第1号に規定する公契約に該当するため、入札に参加するものは、条例に基づく必要な事務手続きを行うこと。 「公契約条例に係る特記事項」及び「公契約条例の手引き※」参照のこと ※ https://www.city.noda.chiba.jp/jigyousha/nyusatsu/1000712.html

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法	入札参加者は「価格」及び「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」、「企業の社会性・信頼性」、「企業の社会貢献度等」をもって入札に参加し、次の要件に該当する者のうち、「(2)総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札候補者とし、資格審査を経て落札者と決定する。 要件：入札価格が予定価格の制限の範囲内であること
(2) 総合評価の方法	①評価値は、入札書が無効でない者について、次の算式（加算方式）により算定する。 評価値＝価格評価点＋技術評価点 ②価格評価点は、入札参加者が申込みをした入札額に基づき、次の算式により算定する。小数以下は第3位を切り捨てして小数第2位まで算出する。 価格評価点＝100×最低入札額÷入札額 ③技術評価点は、入札参加者の評価項目の得点とする。 技術評価点＝入札参加者の評価項目の得点 ④技術評価は、下記の評価項目について評価を行う。 (ア)企業の施工能力 (イ)配置予定技術者の能力 (ウ)企業の社会性・信頼性

	(エ)企業の社会貢献度等 ※評価項目の詳細は「入札説明書」による。
--	---

4 入札手続等

(1) 設計図書等の閲覧	ちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載する。 （閲覧期間） この公告の日から開札の日まで
(2) 入札参加申請	入札に参加を希望する者は、「制限付一般競争入札参加申請書」及び「公契約条例に関する誓約書」に必要事項を記入し、ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の添付機能を利用して電子ファイルで提出すること。 <u>「公契約条例に関する誓約書」の提出が無い入札は無効となる。</u> （入札参加申請受付期間） <u>令和7年5月30日（金）午前8時30分から</u> <u>令和7年6月6日（金）午後1時00分まで</u>
(3) 競争参加資格確認通知	入札参加申請をした者には、電子入札システムにより競争参加資格確認通知書を送付する。 ただし、入札参加資格は開札後に審査するため、競争参加資格確認通知書が送付された場合であっても、入札参加資格を有すると確認したものではない。 入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者を指定して行う。
(4) 質疑	設計図書等について質問がある場合は、「質疑書」（指定様式）を野田市水道部業務課財務係へファックスで送付し、送付した旨を電話で連絡すること。 ① 質疑受付期限 <u>締切日時：令和7年6月9日（月）午後1時00分まで</u> ② ファックス <u>04-7124-3362</u> ③ 回答方法 質疑書の提出等があった場合に、質疑受付期限の原則翌日（土・日曜日、祝日は除く）の午後5時までにファックスにて送付する。 ※申請書に記載された担当者宛にファックスする。
(5) 評価項目に関する資料の提出	評価項目に関する資料は、指定の様式を使い添付資料に添えて、水道部業務課財務係へ持参により提出すること。 ① <u>提出期限：令和7年6月6日（金）午後1時00分まで</u> ② <u>提出先：野田市水道部2階業務課財務係</u>
(6) 入札書の提出方法	① 入札書の提出 入札参加者は、電子入札システムにより、入札金額を入力し提出すること。入札書の受付締切後は、いかなる場合においても入札書を受け付けない。また、入札書を提出した後は、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。 （入札書受付期間） <u>令和7年6月11日（水）午前8時30分から</u> <u>令和7年6月13日（金）午後5時00分まで</u> ② 記載金額 契約金額は、入札書に記載された額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ③ 注意事項 入札書の提出後、入札金額の入力誤り等により入札を辞退したい場合は、開札日時までに、電話等で入札を辞退する旨を業務課財務係へ連絡の上、辞退届を持参により提出すること。 なお、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として、指名停止措置

	が講じられるので注意すること。
(7) 工事内訳書	入札に当たっては、入札書記載金額の内訳として、工事内訳書を作成し、電子入札システムの添付機能を利用して提出すること。 <u>工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札は無効となる。</u> <u>また、再度入札においても同様とする。</u>
(8) 入札辞退	入札参加申込をした後で、やむを得ない事情により入札に参加しない場合は、次の方法により辞退届を提出すること。 ①入札書受付期間前は、辞退届を業務課財務係へ持参により提出すること。 ②入札書受付期間中は、辞退届を電子入札システムにより提出すること。 ③入札書受付期間後、開札日時までは、電話等で入札を辞退する旨を業務課財務係へ連絡の上、辞退届を業務課へ持参により提出すること。 辞退届には、「自社都合」や「社内で検討した結果」等の不明確な理由ではなく、より具体的な理由を記載すること。 なお、入札参加者は辞退届を提出した後は、これを撤回することはできない。

5 開札の執行

(1) 開札	①開札日時 令和7年6月16日（月）午前9時30分 ②開札場所 野田市水道部2階小会議室
(2) 開札時の立会い	入札参加者が開札の立会いを希望する場合は、開札日前日の午後5時までに業務課財務係に電話により連絡すること。 なお、代表者もしくは受任者以外の者が立ち会う場合は、立会委任状を開札時に提出すること。
(3) 落札候補者	開札後速やかに落札決定基準により評価値を算出し、最も評価値の高い入札参加者を落札候補者として決定する。なお、落札候補者となる見込みの者にはその旨を連絡する。 ただし、低入札価格調査基準価格を下回った場合はこの限りではない。
(4) 入札参加資格確認書	落札候補者となる見込みの者は、その旨の連絡を受けた日の翌日（土・日曜日、祝日を除く）までに「制限付一般競争入札参加資格確認書」を業務課財務係へ持参により提出すること。
(5) 落札者の決定	落札候補者について、「制限付一般競争入札参加資格確認書」により資格審査を行い、入札参加資格要件に適合しているときに落札者と決定し、電子入札システムにより落札者決定通知書を送付する。 適格者とならなかったときはその旨を通知するが、その場合は書面により説明を求めることができる。通知日から3日以内に業務課財務係に請求すること。

6 その他

(1) 予定価格	落札者の決定後に公表
(2) 保証金	①入札保証金：免除 ②契約保証金：納付 契約保証金の額は、契約金額の10分の1以上とする。ただし、低入札価格

	調査基準価格を下回った金額で落札者となった場合は、10分の3以上とする。 なお、次のいずれかの方法により保証をとること。 (ア)金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付にかえることができる。 (イ)公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は契約保証金を免除する。 (ウ)現金又は担保としての有価証券 ※詳細は指示書で確認すること。
(3) 前払金・中間前払金・部分払	①前払金 契約金額が500万円以上（市内に本店を有する事業者にあつては、請負代金額が200万円以上）のとき、契約金額の40%以内で支払うものとする。 ②中間前払金 以下の要件を全て満たしている場合に、契約金額の20%以内で支払うものとする。 (1) 当初の前払金の支払を受けていること。 (2) 工期の2分の1を経過していること。 (3) 工程表における工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。 (4) 工事の出来高が請負金額の2分の1以上に達していること。 ③部分払 出来高の90%（前払金を含む）以内で、契約金額が500万円以上のときは2回以内とする。 ※契約締結前に中間前払金と部分払のどちらかを選択し、契約締結後は変更することはできない。
(4) 電子くじ	落札候補者となるべき同価格の入札参加者が2人以上あるときは、電子入札システムにより電子くじを実施する。
(5) 再度入札等	①再度入札 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、電子入札による再度入札を行うこととし、初回の入札において有効な入札をした者に対し、再入札通知書を送付する。 なお、再度入札の回数は1回とする。 ②見積り合わせ 再度入札においても予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札で評価値が最も高い者と電子入札システムにより見積り合わせを行うこととし、見積依頼対象者に見積依頼通知書を送付する。ただし、見積書を徴することが適切でないと認められる場合はこの限りではない。 見積依頼対象者は、見積書提出意思がある場合は、見積書の提出を行うこととし、意思がない場合は、辞退届を提出すること。 見積書の提出は2回までとし、2回目の見積額でも予定価格の制限の範囲内に達しなければ、当該入札は不調とする。
(6) 低入札価格調査制度	本入札は、地方自治法施行令第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項に規定する低入札価格調査の基準として「野田市水道事業低入札価格調査実施要領」を適用する。なお、低入札価格調査基準価格は公表する。 (ア) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者がいる場合は本入札を保留とし、入札参加者には後日結果を通知する。 (イ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者で

	あっても必ずしも落札者とならない場合がある。 (ウ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力すること。 (エ) 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者のうち、入札書に合わせて提出した工事内訳書にある各項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費）の額のいずれかが「野田市水道事業低入札価格調査実施要領」に定める失格基準価格を下回った者は失格とする。 ※詳細は野田市水道部ホームページを参照すること。 [野田市役所ホームページ]→[野田市水道部]→「入札・契約情報」の [入札に関する書類（様式）及び要綱等]→[野田市水道事業低入札価格調査実施要領]
(7) 紙入札での参加	①入札参加申請 紙入札業者として参加する場合の条件を満たす場合には、紙入札での参加を認める。 その場合、入札参加申請受付期間中に「制限付一般競争入札参加申請書」及び「紙入札方式参加届出書」を業務課財務係へ持参により提出すること。なお、紙入札業者として入札参加申込をした後、電子入札へ切替することはできない。 ②入札書等の提出 紙入札業者として入札に参加することが認められた場合は、次により入札書等を提出するものとする。 (ア) 入札書及び工事内訳書を封入の上、入札書受付期間中に業務課財務係へ持参により提出すること。 (イ) 封筒表面に工事名、工事場所、入札参加者の住所、商号又は名称を記入し、「入札書在中」と朱書きすること。 (ウ) 別途指定がある場合は、それに従うこと。
(8) 留意事項	①無効な入札 (ア) 入札に参加する資格を有しない者のした入札 (イ) 制限付一般競争入札参加資格確認書等の提出した資料に虚偽の記載を行った者のした入札 (ウ) 明らかに連合であると認められる入札 (エ) 電子認証書を不正に使用した入札 (オ) 入札書の金額が0円の入札 (カ) 再度入札における入札金額が、初回の最低入札金額以上の入札 (キ) 工事内訳書の提出が無い入札、工事内訳書に商号又は名称、代表者氏名、工事名、工事場所の記載が無い入札、工事内訳書の合計金額と入札書の金額が異なる入札 (ク) 期限までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出しなかった落札候補者のした入札 (ケ) 電子入札の案件に紙入札で参加するものにあつては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札 ・記名押印を欠く入札 ・金額を訂正した入札 ・誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札 ・委任状にある受任者以外の代理人がした入札 (コ) その他入札に関する条件に違反した入札 ②入札の取りやめ等 野田市水道部の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札執行の延期、又は入札の執行を取りやめることがある。この場合、入札参加者は異議を申し立てることはできない。 ③異議申し立て 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。 ④配置予定技術者 制限付一般競争入札参加資格確認書に記載する配置予定技術者については、他の入札の関連などで、複数の配置予定技術者とすることは認めない。また、原則やむを得ぬ事由と水道部が認める場合以外は、配置予定技術者の変更はできない。

	⑤その他 (ア) 現場説明会は、実施しない。 (イ) 入札参加者は、落札候補者となった場合に翌日までに制限付一般競争入札参加資格確認書を提出することになるので、事前に提出書類等を準備しておくこと。 (ウ) 入札に必要な書類（指定様式）は、入札情報サービス又は野田市水道部ホームページより入手すること。 (エ) 入札参加者は、野田市電子入札約款、野田市電子入札システム等運用基準を熟読し、入札に参加すること。
(9) 問合せ先	野田市 水道部 業務課 財務係 住 所：野田市中根324番地 電 話：04－7124－5145

入札説明書

野田市水道事業の次の工事にかかる公告に基づく制限付一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、落札者決定基準等を含めてこの入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年5月30日

2 工事概要

- (1) 件名 上花輪新町配水管布設替工事
- (2) 場所 野田市上花輪新町12～同35番地先
- (3) 工期 契約の翌日から令和8年1月31日まで
- (4) 番号 令和7年度 資建第9号
- (5) 入札方法

本入札は、「ちば電子調達システム」を使用して、電子入札の方法により入札参加資格の確認を開札後に行う方式（事後審査方式）で執行する。落札者の決定に当たっては、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札候補者を決定する総合評価方式による。

3 落札者決定基準

- (1) 入札の評価に関する基準は「8 入札の評価に関する基準」のとおりとする。

(2) 落札予定者の決定方法

入札参加者は「価格」及び「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」、「企業の社会性・信頼性」、「企業の社会貢献度等」をもって入札に参加し、入札価格が予定価格（消費税相当額を除く。以下同じ）の制限の範囲内である者のうち、「(3) 総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札候補者とする。

ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札予定者としてすることがある。

落札者の決定は、落札予定者の入札参加資格審査を経て決定する。

(3) 総合評価の方法

① 評価値算定方式 加算方式

② 評価値算定方法

入札書が無効でない者及び入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者について、価格評価点と技術評価点を合算して、評価値を算出するものとし、次の算式により算定する。

評価値は、小数点以下第2位まで算出する。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

ア．価格評価点は、入札参加者が申込みをした入札額に基づき、次の算式により算定する。少数以下は第3位を切り捨てして少数第2位まで算出する。

価格評価点＝100×最低入札額÷入札額

イ．技術評価点は、入札参加者の評価項目の得点とする。

技術評価点＝入札参加者の評価項目の得点

4 低入札価格調査制度における失格基準について

入札価格が低入札価格調査基準価格を下回ったときに、入札書に合わせて提出した工事内訳書にある各項目（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）の額のい

ずれかが、「野田市水道事業低入札調査実施要領」で定める額に満たないときは失格とする。

5 配置予定技術者について

同じ公告日の総合評価方式による制限付一般競争入札において、技術者の専任を要する入札案件に複数参加申込みをする場合の配置予定技術者の取扱いについては次のとおりとする。

- (1) 複数の案件に申込みをするに当たり事前に提出する技術評価における資料について、同じ配置予定技術者とすることは可能とする。
- (2) 入札執行後、入札執行順に落札候補者を決定し、落札候補者となった時点で同じ技術者を配置予定技術者としているその他の入札については失格とする。（評価値の算出はしない。）
- (3) 資格確認審査の結果、落札候補者が資格要件を満たしていれば落札者となるが、資格要件を満たしていない場合は失格とする。なお、この場合上記(2)で既に失格となった入札について、失格の取り消しはしない。

6 技術評価における資料の作成及び提出について

(1) 作成方法

- ① 下表の書類を作成し、各様式に記載してある添付資料と共に提出すること。

様式番号	様式名称
第1号様式	評価値算定資料提出書
第7号様式	企業の施工能力
第8号様式	配置予定技術者の能力
第9号様式	企業の社会性・信頼性（その1）
第12号様式	企業の社会貢献度等（その2）
-	自己評価書（最終ページ参照）

※第2号様式～第6号様式及び第10、11号様式の提出は不要。

- ② 評価値算定資料は、様式番号の順番に綴じて提出すること。
- ③ 評価値算定資料は、それぞれの様式に記載してある注意事項を熟読し、記入漏れや記載誤り等のないように作成すること。
- ④ 記載した内容を確認する書類として、それぞれの様式に記載してある証明書等を付けること。添付資料がなく、評価内容の確認ができない場合は評価しない。
- ⑤ 必要な様式は、野田市水道部ホームページ（入札に関する書類（様式）及び要綱等）からダウンロードして使うこと。

(2) 提出方法

- ① 資料は、公告に設けてある締切までに提出すること。締切期限までに提出されないときは失格とする。
- ② 原則として提出後の訂正、差替えはできない。

7 入札参加資格確認書の記入及び添付資料の省略

落札候補者となった者が提出する「入札参加資格確認書」において、施工実績などとして評価値算定資料に記載し資料も合わせて提出している場合には、入札参加資格確認書にはその旨を記入し、添付資料等の提出は省略することができる。

8 入札の評価に関する基準

項 目		選 択 区 分	配点	合計 (最高得点)
A 入札者の 実績	過去 10 年間の同種工事 の施工実績(元請による 実績)	公共工事として実績あり	4	8
		公共工事以外で実績あり	2	
		同種工事の実績なし	0	
	過去 2 か年度以降の類似 工事における工事成績 の点数	80 点以上	4	
		75 点以上 80 点未満	3	
		70 点以上 75 点未満	2	
		65 点以上 70 点未満又は成績なし	0	
		65 点未満	-1	
	過去 2 か年度以降の低入 札価格調査制度の適用	低入札価格調査制度で調査の結果落札者とならなかった ことがある	-2	
		低入札価格調査制度で調査の結果落札者となったが、工事 成績が標準点(65 点)を下回ったことがある	-1	
低入札価格調査制度で調査の結果落札者となったが、工事 成績が標準点(65 点)以上だったことがある、又は低入札価 格調査制度の調査対象となったことがない		0		
B 入札者の 技術力	過去 10 年間の同種工事 における主任(監理)技 術者としての施工経験	野田市水道事業又は野田市発注の施工経験があり	4	7
		野田市水道事業又は野田市以外の発注の施工経験があり	2	
		実績なし	0	
	過去 2 か年度以降の類似 工事において従事した 工事の工事成績	75 点以上	2	
		65 点以上 75 点未満又は成績なし	0	
		65 点未満	-1	
	継続教育(CPD)の取組状 況	取り組みあり	1	
取り組みなし	0			
C 入札者の 社会的 貢献度	過去 2 年間の指名停止措 置の状況	指名停止	-4	6
		文書注意等	-2	
		該当なし	0	
	ISO 取得状況	ISO9000 シリーズ及び ISO14001 の両方	2	
		ISO9000 シリーズ又は ISO14001 のいずれか	1	
		なし	0	
	災害協定等の締結の有 無と過去 2 か年度以降に おける出勤実績	協定等に基づく出勤実績あり	2	
		締結しているが出勤実績なし	1	
		なし	0	
	市内在住者の雇用促進	市内在住者が 50%以上	1	
		市内在住者が 50%未満	0	
	建設業労働災害防止協 会の加入	加入している	1	
		加入していない	0	
D 入札者の 社会的 貢献度	障がい者の雇用	雇用している	2	6
		雇用していない	0	
	高齢者の雇用	雇用の状況あり	1	
		雇用の状況なし	0	
	女性の雇用	雇用の状況あり	1	
		雇用の状況なし	0	
	過去 3 か年度のボランテ ィア活動の有無	実績あり	1	
		実績なし	0	
	協力雇用主の登録の有 無	登録あり	1	
登録なし		0		
配点合計(最大得点)				27

9 特別簡易型の評価項目の説明

(1) 企業の施工能力

過去 10 年間の同種工事の施工実績(元請による実績) ・同種工事を元請けとして施工した実績(共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上)により評価する。 ・1 件当たり契約額 1,000 万円以上が対象 【定義】 ・過去 10 年間：入札公告日前の 10 年間。完了日が 10 年間に含まれること。 ・同種工事：土木一式工事又は管工事を同種工事とする。 ・公共工事：国の各省庁、独立行政法人等(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第 1 条に規定する機関及び準ずる機関)、都道府県、道路公社、まちづくり公社、政令指定都市、市町村、公営企業等が発注した工事とする。
過去 2 か年度以降の類似工事における工事成績の点数 ・入札参加者の過去の工事成績(共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上)の平均値により評価する。 ・平均点=過去 2 か年度以降の工事成績の合計÷当該件数(小数点以下切捨て) ・野田市水道事業及び野田市が発注した工事のうち請負金額が 500 万円以上のものが対象 【定義】 ・過去 2 か年度以降：令和 5 年 4 月 1 日から入札公告日まで。完了日がこの期間に含まれるもの。 ・類似工事：建設業法で定める、土木一式工事、管工事、舗装工事及び水道施設工事を類似工事とする。よって、それらすべての工事の成績評定点が対象となる。 ・工事成績：野田市水道部工務課及び野田市総務部工事検査担当で評価した成績評定点
過去 2 か年度以降の低入札価格調査制度の適用 ・野田市水道事業又は野田市が発注工事における低入札価格調査制度の適用状況により評価する。 【定義】 ・過去 2 か年度以降：令和 5 年 4 月 1 日から入札公告日まで。 ・適用判断日：低入札価格調査制度の適用となった入札日が上記期間に含まれているとき。

(2) 配置予定技術者の能力

過去 10 年間の同種工事における主任(監理)技術者としての施工経験 ・同種工事を元請けの主任技術者、監理技術者として施工した経験(共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上)により評価する。 ・1 件当たり契約額 1,000 万円以上が対象 【定義】 ・過去 10 年間：入札公告日前の 10 年間。完了日が 10 年間に含まれること。 ただし、工期途中で交代した場合は、その従事期間が全体の期間の 50%以上となっていること。 ・同種工事：土木一式工事又は管工事を同種工事とする。
過去 2 か年度以降の類似工事において従事した工事の工事成績 ・配置予定技術者が、過去に従事した類似工事の工事成績(共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上)の平均値により評価する。 ・平均点=過去 2 か年度以降の工事成績の合計÷当該件数(小数点以下切捨て) ・野田市水道事業及び野田市が発注した工事のうち請負金額が 500 万円以上のものが対象 【定義】 ・過去 2 か年度以降：令和 5 年 4 月 1 日から入札公告日まで。完了日がこの期間に含まれるもの。 ・類似工事：建設業法で定める、土木一式工事、管工事、舗装工事及び水道施設工事を類似工事とする。よって、それらすべての工事の成績評定点が対象となる。 ・工事成績：野田市水道部工務課及び野田市総務部工事検査担当で評価した成績評定点

継続教育 (CPD) の取組状況 ・継続教育を実施している団体等が発行する学習履歴証明を以てこれを認めるものとする。 ・当該工事に係る国家資格の継続教育に限って評価する（各団体推奨単位を取得していること）。 ・証明書は、証明期間の最終日が、公告の日から遡って1年前から総合評価方式の評価項目資料の提出期限までのものを有効とする。 ・CPD (Continuing Professional Development) 制度 (継続能力開発制度) とは、技術者として自己の専門的な能力の向上を図るために、自らカリキュラムに取り組み学習する制度である。
(3) 企業の社会性・信頼性 過去2年間の指名停止措置の状況 ・野田市水道事業又は野田市における指名停止等の措置の有無について評価する。 【定義】 ・過去2年間：入札公告日前の2年間 ・適用判断日：指名停止期間のうち1日でも上記期間に含まれているとき又は文書注意日が上記期間に含まれているとき。 ・文書注意等には口頭注意を含む。 ISO 取得状況 ・ISO9000 シリーズ及び ISO14001 の取得状況を評価する。 災害協定等の締結の有無と過去2か年度以降における出勤実績 ・地震、風水害、その他の災害応急対策又は漏水に係る緊急時の対応に関して、野田市水道事業又は野田市との協定又は契約の締結の有無と出勤実績を評価する。 ・入札公告日において締結しており、現在(評価項目資料提出期限日)も締結している場合についてのみ評価する。 【定義】 ・過去2か年度以降：令和5年4月1日から入札公告日まで。 市内在住者の雇用促進 ・従業員全体のうちに占める野田市内在住者の割合により評価する。 ・市内在住者の雇用状況=野田市内在住者の従業員÷全従業員 【定義】 ・市内在住者：入札公告日において、野田市内に在住していて、継続して3か月以上在住している人。住民登録の有無は問わない。 ・従業員：正規雇用の社員を指し、会社法に規定する役員(取締役、会計参与及び監査役をいう)は含めない。正規雇用の社員とは、雇用期間の定めがない労働者であり、会社等が定める所定労働時間（フルタイム）で従事する労働者とする。 建設業労働災害防止協会の加入 ・建設業労働災害防止協会の加入の有無を評価する。 ・入札公告年度の建設業労働災害防止協会加入証明書の写しを添付すること。

(4) 企業の社会貢献度等

障がい者の雇用 ・現在（評価項目資料提出期限日）の障がい者の雇用の状況について評価する。なお、評価項目資料提出後提出期限日までに雇用した場合は、提出資料の修正をする。 【定義】 ・「雇用している」とみなすのは、「障害者雇用促進法」に定める法定雇用率に相当する数以上の障がい者を雇用しているか、法の適用を受けない者については1人以上の障がい者を雇用しているとき。 ・上記以外は「雇用していない」とする。

高年齢者の雇用 ・現在(評価項目資料提出期限日)の高年齢者の雇用の状況について評価する。なお、評価項目資料提出後提出期限日までに退職等により雇用の状況が変わった場合は、提出資料の修正をする。 【定義】 ・「雇用の状況あり」とは、高年齢者を従業員として、入札公告日の1年以上前から雇用し、現在も雇用しているときとする。 ・高年齢者：高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項に規定する65歳以上の者のことをいう。 なお、入札公告日で満65歳以上となっていること。 ・従業員：正規雇用の社員を指し、会社法に規定する役員（取締役、会計参与及び監査役をいう）は含めない。正規雇用の社員とは、雇用期間の定めがない労働者であり、会社等が定める所定労働時間（フルタイム）で従事する労働者とする。
女性の雇用 ・現在(評価項目資料提出期限日)の女性の雇用の状況について評価する。なお、評価項目資料提出後提出期限日までに退職等により雇用の状況が変わった場合は、提出資料の修正をする。 【定義】 ・「雇用の状況あり」とは、女性を従業員として、入札公告日の1年以上前から雇用し、現在も雇用しているときとする。 ・従業員：正規雇用の社員を指し、会社法に規定する役員（取締役、会計参与及び監査役をいう）は含めない。正規雇用の社員とは、雇用期間の定めがない労働者であり、会社等が定める所定労働時間（フルタイム）で従事する労働者とする。
過去3か年度以降のボランティア活動の有無 ・ボランティア活動の有無を評価する。 【定義】 ・過去3か年度：令和4年4月1日から入札公告日まで。 ・ボランティア活動：公共の場において、会社として行った美化活動等を指し、会社の協賛や寄附行為、社員個人の活動は含まない。 ・実績を証明できる資料を添付すること。実績を証明できる資料とは、新聞記事、地域情報誌の写し、感謝状、表彰状等の類、社内報告書などの活動実績が分かる書類とし、作成者は当事者、第三者の別は問わない。ただし、実施時期、実施内容、会社名が明確であるものとする。 なお、提出された資料に虚偽が明らかとなった場合は、ペナルティーを課すことになる。
協力雇用主の登録の有無 ・協力雇用主の登録の有無を評価する。 【定義】 ・「登録あり」とは、入札公告日前に、協力雇用主として保護観察所に登録があり、現在（評価項目資料提出期限日）においても登録があるときとする。なお、雇用の有無は問わない。 ・協力雇用主：犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない保護観察者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する事業主のことをいう。

自己評価書（工事名：上花輪新町配水管布設替工事）

商号又は名称

項 目	選 択 区 分	配点	該当
(1) 過去10年間の同種工事の施工実績(元請による実績)	公共工事として実績あり	4	
	公共工事以外で実績あり	2	
	同種工事の実績なし	0	
	過去2か年度以降の類似工事における工事成績の点数	80点以上	4
		75点以上 80点未満	3
		70点以上 75点未満	2
		65点以上 70点未満又は成績なし	0
		65点未満	-1
	過去2か年度以降の低入札価格調査制度の適用	低入札価格調査制度で調査の結果落札者とならなかったことがある	-2
		低入札価格調査制度で調査の結果落札者となったが、工事成績が標準点(65点)を下回ったことがある	-1
		低入札価格調査制度で調査の結果落札者となったが、工事成績が標準点(65点)以上だったことがある、又は低入札価格調査制度の調査対象となったことがない	0
(2) 配置予定技術者の	過去10年間の同種工事における主任(監理)技術者としての施工経験	野田市水道事業又は野田市発注の施工経験があり	4
		野田市水道事業又は野田市以外の発注の施工経験があり	2
		実績なし	0
	過去2か年度以降の類似工事において従事した工事の工事成績	75点以上	2
		65点以上 75点未満又は成績なし	0
		65点未満	-1
	継続教育(CPD)の取組状況	取り組みあり	1
(3) 障がい者の雇用		取り組みなし	0
	過去2年間の指名停止措置の状況	指名停止	-4
		文書注意等	-2
		該当なし	0
	ISO取得状況	ISO9000シリーズ及びISO14001の両方	2
		ISO9000シリーズ又はISO14001のいずれか	1
		なし	0
	災害協定等の締結の有無と過去2か年度以降における出勤実績	協定等に基づく出勤実績あり	2
		締結しているが出勤実績なし	1
		なし	0
	市内在住者の雇用促進	市内在住者が50%以上	1
		市内在住者が50%未満	0
	建設業労働災害防止協会の加入	加入している	1
(4) 障がい者の雇用		加入していない	0
	障がい者の雇用	雇用している	2
		雇用していない	0
	高年齢者の雇用	雇用の状況あり	1
		雇用の状況なし	0
	女性の雇用	雇用の状況あり	1
		雇用の状況なし	0
	過去3か年度以降のボランティア活動の有無	実績あり	1
		実績なし	0
	協力雇用主の登録の有無	登録あり	1
		登録なし	0
合計			

※自社が該当する項目にチェックをし、その他の提出書類と併せて提出すること。

野田市公契約条例に係る特記事項 (工事又は製造の請負の契約・総合評価入札用)

当該工事は、野田市公契約条例（以下「条例」という）第4条に規定する公契約に該当するため、入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）及び水道事業との間で契約を締結した者（以下「受注者」という。）は、入札公告から工事完了までの期間において条例に基づく必要な事務手続を行うこと。必要な事務手続の内容は、この特記事項及び野田市公契約条例の手引（以下「手引」という。）に定める。必要な事務手続が行われない場合、入札は無効、契約締結後であれば契約を解除するとともに指名停止を行う。

また、受注者及び下請負者（以下「受注者等」という。）に対して、条例の効果と条例で設定している賃金水準の適正性を検証するため、条例の適用を受ける労働者（以下「適用労働者」という。）の賃金について、契約締結前の賃金等の状況をはじめ、契約締結後に賃金の変動した場合にはその理由についてヒアリング等の調査を行う。受注者は調査に協力するとともに、下請負者に対しても協力するよう周知しておくこと。

(準備)

- 1 当該工事の入札参加者は、工事を施工するための受注体制を構築しておくこと。当該工事の一部を下請負者に請け負わせることを予定している者は、下請負者を含めた受注体制の構築準備をすること。

また、下請負者になる予定の者に対して、当該工事が条例の適用を受け、賃金等の最低額が決められていること、適用労働者の賃金の確認に必要な「賃金台帳(写)」や「給与等の支払明細書(写)」などの資料の提出があることについて説明し、承諾を得ておくこと。

(誓約書の提出)

- 2 入札参加者は、条例の規定を遵守する旨を記載した「公契約条例に関する誓約書」を入札参加申請受付期間に提出しなければならない。提出がない入札は、無効とする。

(適用労働者への周知義務)

- 3 受注者は、全ての適用労働者に対して、「適用労働者の範囲」、「条例第6条第1項に規定する賃金等の最低額」、「受注者等に条例違反があり、申出をする場合の連絡先」、「その申出をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと」を書面をもって周知しなければならない。

書面については、水道事業が作成し受注者に配付する。受注者は、当該書面を次のいずれかの方法により周知を行うこと。

- ・現場の見やすい場所に掲示又は備付けで行うときは、現場作業に着手したとき（現場事務所を設置したときなど）から工事完了までの期間とする。
- ・適用労働者へ配付するときは、最初に現場作業に従事するときまでに行う。

(適用労働者の承諾)

- 4 受注者は、適用労働者に対して、支払賃金を確認するため、「賃金台帳(写)」、「給与等の支払明細書(写)」などのほか、支払賃金の確認に必要な資料を提出することについて、承諾を得ておくこと。

また、下請負者があるときは、下請負者に対して、同様に適用労働者へ承諾を得ておくよう指導すること。

(配置労働者報告書)

- 5 受注者は、適用労働者の支払予定賃金を記入した「配置労働者報告書」、「施工体系図」、「適用労働者への周知書類(写)」、「就業規則又は労働条件を通知した書面(写)」を業務課へ提出すること。

配置労働者報告書の提出には、原則として「賃金台帳(写)」、「給与等の支払明細書(写)」等の実際に支払われた1時間当たりの賃金等が明確となる資料（以下「確認資料」という。）の提出は不要とする。ただし、水道事業が賃金を構成する手当等の区分を確認するために、当該工事請負契約の締結前から雇用している適用労働者の確認資料の提出を求めることがある。

受注者は、下請負者があるときは、下請負者に関する配置労働者報告書、就業規則又は労働条件を通知した書面(写)及び確認資料についても取りまとめの上、提出すること。

受注者の配置労働者報告書は、適用労働者が現場に従事するときに合わせて提出し、下請負者の配置労働者報告書は、受注者が施工体制台帳を提出するときに合わせて提出すること。やむを得ない理由がある場合を除いて、指定の時期に提出がなされない場合は、契約を解除するとともに指名停止を行う。

(労働者支払賃金報告書・職種（普通作業員）の確認書の提出)

- 6 受注者は、適用労働者の従事日数、従事時間、実際に支払った1時間当たりの賃金などが確認できる資料として、労働者支払賃金報告書（以下「賃金報告書」という。）及び確認資料を業務課へ提出すること。

受注者は、適用労働者が職種及び市が定める賃金等の最低額を確認した資料として、職種（普通作業員）の確認書（以下「確認書」という。）を業務課へ提出すること。

施工期間等に応じて、水道事業が賃金報告書及び確認書の作成及び提出時期を指定する。施工期間が12ヶ月を超える工事及び配置労働者に変更がある工事等において、水道事業が賃金報告書及び確認書の作成時期や提出時期を別に指示した場合は、それに従うこと。

受注者は、下請負者があるときは、下請工事ごとの施工期間等に応じて、下請負者に関する賃金報告書及び確認資料・確認書を取りまとめの上、提出すること。

やむを得ない理由がある場合を除いて、指定の時期に必要な賃金報告書及び確認資料・確認書の提出がなされない場合は、契約を解除するとともに指名停止を行う。

(適用労働者の申出及び不利益な取扱いの禁止)

- 7 適用労働者は、受注者等が条例に違反したときは、水道事業管理者又は受注者等にその旨の申出をすることができる。受注者等は、当該申出をした適用労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(報告書の請求及び立入検査)

- 8 水道事業管理者は、条例に定める事項の遵守状況を確認するため必要があると認めるときや適用労働者から受注者等の条例違反について申出があった場合は、報告書の請求を行う。

提出された報告書でも履行状況が確認できないときは、立入検査を行う。

報告書あるいは立入検査の結果、受注者等の条例違反が明らかになった場合は、是正措置を命じる。

(賃金支払義務)

- 9 受注者等は、適用労働者に対し、市が定める賃金等の最低額以上の賃金を支払わなければならない。また、下請負者から支払われる適用労働者の賃金が、賃金等の最低額を下回ったときは、その差額分について、受注者は、下請負者と連携して支払う義務を負う。

(契約解除等)

- 10 受注者等が次の(1)から(6)までのいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除するとともに指名停止を行う。

(1)提出しなければならない配置労働者報告書、賃金報告書、確認書その他の報告書及び確認資料が期限までに提出されないとき。

(2)提出された配置労働者報告書、賃金報告書、確認書その他の報告書及び確認資料の内容が虚偽であったとき。

(3)立入検査を拒んだり、妨げたり、若しくは忌避したとき。

(4)立入検査で質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(5)是正措置の命令に従わないとき。

(6)是正措置の報告をしないとき、又は虚偽の報告をしたとき。

受注者は、上記の事由による契約の解除によって、水道事業に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、水道事業管理者がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りではない。

上記の事由により契約を解除した場合において、受注者等に損害が生じても、水道事業はその損害を賠償する責任を負わない。

上記の事由により契約を解除したとき、又は工事完了後に条例の規定に違反したことが明らかになったときは、指名停止を行う。

(違約金)

- 11 水道事業管理者は、契約期間中に受注者等が条例の規定に違反していたことが明らかになったときは、契約額の10分の1に相当する額を違約金として請求する。

また、工事完了後に条例に違反していたことが明らかとなったときは、契約額が1億円以上の場合は契約額の10分の0.5に相当する額を、5千万円以上の場合は契約額の10分の0.7に相当する額を、5千万円未満の場合は契約額の10分の1に相当する額を違約金として請求する。

(公表)

- 12 契約を解除したとき、又は工事完了後に条例の規定に違反したことが判明したときは、次の事

項を公表する。

(1) 契約の名称

(2) 契約を締結した年月日

(3) 受注者等の氏名及び所在地（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）

(4) 契約を解除した年月日及び理由

(5) 工事完了後に条例の規定に違反したことが判明した場合は、その違反内容及びそれに対する措置

（その他）

13 この特記事項及び手引に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。